

永平寺町地域防災計画

～資料編～

令和 6 年 3 月

永平寺町防災会議

資料編 目次

1	総則.....	1
1-1	条例・協定等	1
1-1-1	永平寺町防災会議条例	1
1-1-2	永平寺町災害対策本部条例	3
1-1-3	永平寺町水防協議会条例	4
1-1-4	永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例	5
1-1-5	福井県・市町村災害時相互応援協定	8
1-1-6	九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書...	11
1-1-7	災害時等の応援に関する申し合わせ	13
1-1-8	集団災害救急救助事故警備計画に基づく応援協定書	15
1-1-9	福井県広域消防相互応援協定書	18
1-1-10	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	20
1-1-11	永平寺町集団災害救急救助事故に係る応援協定書	22
1-1-12	災害時における下水道事業に係る相互支援協定書	24
1-1-13	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	26
1-1-14	災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定書	29
1-1-15	災害時における生活物資の調達・供給に関する協定書	32
1-1-16	災害時における物資供給に関する協定書	34
1-1-17	災害時における支援協力に関する協定書	36
1-1-18	災害時における公共施設の応急対策に関する協定（松岡地区）	38
1-1-19	災害時における公共施設の応急対策に関する協定（永平寺地区）	40
1-1-20	災害時における公共施設の応急対策に関する協定（上志比地区）	42
1-1-21	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書	44
1-1-22	原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書	46
1-1-23	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	48
1-1-24	災害時相互応援協定（南越前町）	52
1-1-25	バイオマスバオイラー設備等の災害時における発動発電機の貸借等に係る協定.....	54
1-1-26	災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定	57
1-1-27	永平寺町・日本下水道事業団災害支援協定	59
1-1-28	災害時における下水道施設の応急対策に関する協定書	61
1-1-29	永平寺町と永平寺町内郵便局との包括的地域連携に関する協定	63
1-1-30	永平寺町と永平寺町内郵便局との協力に関する協定	68
1-1-31	福井県協定一覧	71
1-2	防災関係機関	79
1-2-1	防災関係機関一覧	79
1-3	気候と地震	84

1-3-1	気温・降水量	84
1-3-2	永平寺町周辺（半径 70km 圏）の被害地震一覧	85
2	災害予防関係	87
2-1	災害に強い町づくりの推進	87
2-1-1	防災階層の設定と防災ブロックの設定	87
2-1-2	指定避難施設一覧	89
2-1-3	指定緊急避難場所一覧	98
2-1-4	県防災行政無線施設の現況	100
2-1-5	町防災行政無線概要	100
2-1-6	町防災行政無線通信局	100
2-1-7	町消防組織	104
2-1-8	消防車両配置状況	105
2-1-9	消防資機材配置状況	106
2-1-10	備蓄資材一覧	107
2-1-11	消防水利現況（消火栓及び防火水槽）	110
2-1-12	飲料水型防火水槽	110
2-2	都市施設の災害予防	111
2-2-1	上水道等の概要	111
2-2-2	下水道の概要	111
2-2-3	防災拠点施設	112
2-2-4	指定文化財	113
2-3	災害別の予防計画	116
2-3-1	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流）	116
2-3-2	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（地すべり）	120
2-3-3	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	121
2-3-4	砂防指定地	126
2-3-5	町内主要河川一覧	128
2-3-6	雪量観測点	128
2-3-7	ため池一覧	129
2-3-8	水防法第 15 条第 1 項第 3 号施設一覧	130
2-3-9	土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号施設一覧	131
3	災害応急対策計画	132
3-1	防災組織の活動体制	132
3-1-1	地区連絡所開設予定場所（避難拠点）	132
3-1-2	災害による被害程度の認定基準	133
3-1-3	被害状況報告（第 1 号様式）	136
3-1-4	災害速報・災害確定報告・災害年報（第 2 号様式）	137
3-1-5	被害状況報告（第 3 号様式）	138
3-1-6	非常通信用通報用紙	139
3-2	情報の収集・伝達	140
3-2-1	風水害関係	140

3-2-2	地震関係	148
3-2-3	水防活動関係	154
3-2-4	避難を要する地域	155
3-2-5	河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準	156
3-2-6	土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準	158
3-3	災害別の応急対策	159
3-3-1	除雪車両保有状況	159
3-3-2	町指定災害対策用ヘリポート	159
3-3-3	医療（病院）機関	159
3-3-4	医薬品及び医療器材調達先一覧	160
3-3-5	災害時傷病者搬送施設一覧	160
3-3-6	町内炊き出し施設	161
3-3-7	救急物資集積拠点	161
3-3-8	伝染病患者搬送先	161
3-3-9	火葬場の状況	161
3-3-10	本町保有車両一覧	162
3-3-11	地域防災計画（原子力災害対策）別紙資料	163
3-3-12	地域別広域避難先（永平寺町受入分）	167
4	災害復旧計画	168
4-1	災害復旧計画	168
4-1-1	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資	168
4-1-2	農林漁業関係融資	170

1 総則

1-1 条例・協定等

1-1-1 永平寺町防災会議条例

永平寺町防災会議条例

〔平成 18 年 2 月 13 日〕
条 例 第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき永平寺町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 永平寺町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて永平寺町の地域に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福井県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 永平寺町消防本部消防長及び永平寺消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

1 総則

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月13日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－1－2 永平寺町災害対策本部条例

永平寺町災害対策本部条例

〔平成 18 年 2 月 13 日〕
〔条 例 第 14 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、永平寺町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策部長の指名する災害対策部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 総則

1－1－3 永平寺町水防協議会条例

永平寺町水防協議会条例

〔平成 18 年 2 月 13 日〕
〔条 例 第 15 号〕

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、永平寺町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員 25 人以内で組織する。

(会長及びその代理者)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(議長)

第 5 条 会長は会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問及び参与)

第 7 条 町長は、必要と認めたときは、協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから町長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は協議会に出席し意見を述べることができる。

(幹事及び書記)

第 8 条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

1-1-4 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例

永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例

〔平成31年3月7日〕
〔条例第1号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、永平寺町地域防災計画その他関係法令に基づき、円滑な通信の確保を図るため設置する永平寺町防災行政無線の管理について電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、この基準の定めるところにより当該無線局の効果的な利用を図り、住民の安全と福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報親局 子局及び戸別受信機を相手方として同報通信業務を行う無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局からの電波を受けて拡声装置により情報を伝達する屋外に設置する受信設備をいう。
- (4) 同報再送信子局 同報親局と同報子局との間の通信を中継し、かつ、同報子局と同様の屋外拡声機を有する無線局をいう。

(構成等)

第3条 無線局の構成及び周波数、名称、設置場所等は、別表第1のとおりとする。

(使用の原則)

第4条 防災行政無線は、災害予防、災害応急対策および災害復旧等のための通信に使用するものであるが、平常時は行政事務の効率的執行に使用するものであり、これを濫用してはならない。

(無線管理者)

第5条 無線局に無線管理者（以下「管理者」という。）および無線副管理者（以下「副管理者」という。）を置き、管理者には総務課長の職にある者を、副管理者には総務課生活安全室長の職にある者をもって充てる。

- 2 管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

(無線取扱責任者)

第6条 同報親局の操作卓および操作端末ならびに遠隔制御装置（以下「制御器等」という。）の設置課等に、それぞれ無線取扱責任者を置き、当該課等の長をもって充てる。

- 2 無線取扱責任者は、当該制御器等の使用、管理について管理、監督に当たるものとする。

(無線従事者)

1 総則

第7条 防災行政無線局に無線従事者を置くものとする。

2 無線従事者には、職員のうちから電波法第40条第1項の資格を有する者をもって充てる。

3 主任無線従事者には、無線従事者のうちから総務課生活安全室員である者をもって充てる。

4 無線従事者は、無線取扱責任者の命を受け、主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作を行う。

5 無線従事者は、無線局の正常な運用を確保するため、無線設備を随時点検しなければならない。

(運用時間)

第8条 無線局の運用時間は、常時とする。

(通信統制)

第9条 管理者は、次に掲げる優先順位および基準に基づき、無線局の通信の統制を行うことができる。

(1) 人命に関するとと思われる緊急を要する通信

(2) 災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは必要があると認めた緊急を要する通信

(3) 行政事務の執行に必要な緊急を要する通信

(4) 時報

(5) その他町長が認めるもの。

(待機命令)

第10条 管理者は、災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは必要があると認めたときは、直ちに関係のある無線取扱責任者に通知し、関係者を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらせなければならない。

(訓練)

第11条 管理者は、防災行政無線が効率的に運用されるようにするため、年1回以上関係者の訓練、研修を行うものとする。

(点検)

第12条 管理者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、年1回以上無線局の定期点検等を実施するものとする。

2 無線設備の故障修理、改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は、専門業者と保守契約を結び、委託実施するものとする。

3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理者に報告するものとする。

4 管理者は、前項の基準に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるものとする。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上志比村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 上志比村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年上志比村条例第 1 号)は、廃止する。

1 総則

1－1－5 福井県・市町村災害時相互応援協定

福井県・市町村災害時相互応援協定

(平成8年2月23日)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が相互に協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町村は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町村における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町村は、被災市町村における被災状況の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 隣接市町村は、収集した情報を県に対して速やかに報告するものとする。

3 県は、収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町村に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村からの応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町村に対し応援を求めるものとする。

2 県は、災害の規模、場所または被災市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあつせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供およびあつせん
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあつせん
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあつせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあつせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第6条 応援を受けようとする市町村は、県および市町村に対して次の事項を明らかにして無線または電話等で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

- (1) 被害の状況

- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災市町村から直接応援要請を受けた市町村は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を要請した市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町村から申し出があった場合は、応援を要請された市町村は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町村が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

2 応援を行おうとする市町村は、応援内容を県に対して報告するものとする。

3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町村は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町村は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備ならびに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町村防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町村消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町村は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町村消防防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月23日

福井県知事 栗田 幸雄

坂井町長 高橋 耕二

1 総則

福井市長	酒井 哲夫	今立町長	若泉 征三
敦賀市長	河瀬 一治	池田町長	古川 嘉雄
武生市長	小泉 剛康	南条町長	坂川 彦太
小浜市長	辻 與太夫	今庄町長	赤星 亮一
大野市長	天谷 光治	河野村長	清水 金二
勝山市長	今井 三右衛門	朝日町長	細川 邦雄
鯖江市長	西沢 省三	宮崎村長	木村 橘次郎
美山町長	藤田 海三	越前町長	京谷 宗雄
松岡町長	河合 弘和	越廼村長	藤上 義六
永平寺町長	川崎 不二雄	織田町長	武田 直登
上志比村長	今沢 英二	清水町長	大坂 春松
和泉村長	池尾 長久	三方町長	上田 治太郎
三国町長	半澤 政二	美浜町長	綿田 光雄
芦原町長	奈須田 和彦	上中町長	霜中 衛
金津町長	川瀬 宏	名田庄村長	下中 昭治
丸岡町長	高倉 忠	高浜町長	田中 通
春江町長	坪田 儉治	大飯町長	古池 和廣

1－1－6 九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達
に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長（以下「甲」という。）と永平寺町長（以下「乙」という。）は、乙が永平寺町九頭竜川周辺地区の住民に対して、甲所管の放流警報設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、永平寺町九頭竜川における。乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則、洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報を伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備等の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備等の利用の制限）

第6条 甲が、堰放流等により警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させるときに、甲が堰放流等で警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として永平寺町九頭竜川が洪水時の場合以外には、警報設備等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

1 総則

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙協議のうえして定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 国土交通省近畿地方整備局
福井河川国道事務所長

金 澤 文 彦

乙 福井県吉田郡永平寺町長

松 本 文 雄

1-1-7 災害時等の応援に関する申し合わせ

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と永平寺町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対して応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 永平寺町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 永平寺町に災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(リエゾンの受け入れ)

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年 9月 25日

甲 近畿地方整備局長 谷本 光 司

乙 永平寺町長 松本文雄

1-1-8 集団災害救急救助事故警備計画に基づく応援協定書

集団災害救急救助事故警備計画に基づく応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、吉田地区消防本部救急業務規程（昭和47年6月1日本部訓令第1号）第26条及び、吉田地区消防本部集団災害救急救助警備計画第5節の規定に基づき、吉田地区消防組合（以下「消防組合」という。）及び松岡町、永平寺町、上志比村（以下「関係町村」という。）と、吉田地区木材林産協同組合（以下「林産協同組合」という。）の相互間において、消防組管内における集団的に発生する傷病者の救急救助対策に際し、林産協同組合に対し応援を求め消防の行う救急活動の強化と円滑な運用に、万全な協力が得られるよう常に即応出動体制の整備を図ることを目的とする。

(協定区域)

 第2条 協定区域は、この協定書により協定した関係町村の区域とする。

(災害の範囲)

 第3条 この協定における災害とは、吉田地区消防本部（以下「消防本部」という。）又は関係町村が覚知した大規模な列車・自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故、雑踏事故、航空機の墜落事故、風水害、地震等における自然災害及び、これらに準ずる災害又は事故で、多数の負傷者が生じ応援活動を必要とする災害（以下「集団災害」という。）をいう。

 (応援の範囲)

第4条 林産協同組合が行う集団災害発生における応援範囲は、次のとおりとする。

 (1) 管内で発生した集団災害で、消防が要救助者の救出において行う、本格的な救急救助警備活動の支援とする。

(出 場)

第5条 林産協同組合は、消防本部又は関係町村より出場要請があった場合は、速やかに出場するものとする。

2. 消防本部及び関係町村は、林産協同組合の物資又は機材等を災害現場へ搬送するにあたり、相互が協力し合うものとする。

(活動内容)

第6条 集団災害時において林産協同組合が行う活動内容（以下「活動」という。）は次のとおりとする。

- (1) 集団災害救急救助警備指揮本部に集結し、本部長と連絡を密にし、事故概要を把握し物資等復旧用材供給の支援搬送に全力を挙げること。
- (2) 災害現場救急救助物資及び、救急救助災害対策復旧用資材供給の協力支援に関すること。
- (3) 災害現場及びその付近による、二次災害防止の重量物排除支援に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(費用)

第7条 林産協同組合の活動に要した費用は、発生関係町村が負担する。

(事前協議)

第8条 消防本部及び関係町村並びに林産協同組合は、集団災害に対処するため常時連絡を密にし、手段方法について検討し協議するものとする。

(訓練の実施)

第9条 林産協同組合は、消防本部の集団災害救急救助警備計画に基づくところの訓練を毎年1回実施し、実際の運用が迅速に行えるよう努めるものとする。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項について疑義が生じたときは相互が協議し決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は平成10年11月2日から平成12年11月1日までとする。

2. 前項の期間満了の日1カ月前までに林産協同組合から何らの意思表示がないときは更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協定の証)

第12条 上記協定書の証しとして、本書5通を作成し、記名押印の上各1通を保有する。

附 則

1. この協定は、平成 10年 11月 2 日から施行する。

吉田地区消防組合

管 理 者

砂 村 義 隆

松 岡 町 長

砂 村 義 隆

永 平 寺 町 長

川 崎 不 二 雄

上 志 比 村 長

今 沢 英 二

吉田地区木材林産協同組合

組 合 長

清 川 高 明



1 総則

1－1－9 福井県広域消防相互応援協定書

福井県広域消防相互応援協定書

(平成 18 年 4 月 1 日)改正 令和元年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき、福井県内の市町(消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。)における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 協定区域は、この協定書により協定した市町(以下「関係市町」という。)の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において「災害」とは、消防組織法第 1 条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第 4 条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、被災市町の長(一部事務組合にあつては、管理者とする。以下同じ。)の要請を待たずに出動する応援。
- (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、被災市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により被災地との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、被災市町の長からの要請があったものとみなし応援出動することができる。

2 前項第 1 号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第 5 条 特別応援を要請しようとする市町(以下「受援市町」という。)の長は、次の事項を明確にして応援する市町(以下「応援市町」という。)の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
- (5) 集結場所
- (6) その他必要な事項

2 受援市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。

3 普通応援で出動した場合は、応援市町の長は、直ちにその旨を被災市町の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を受援市町の長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、受援市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。

(2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、受援市町の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(令和元年6月1日)

令和元年6月1日

福井市長	東村新一
敦賀美方消防組合管理者	渕上隆信
南越消防組合管理者	奈良俊幸
若狭消防組合管理者	松崎晃治
大野市長	石山志保
勝山市長	山岸正裕
鯖江・丹生消防組合管理者	牧野百男
嶺北消防組合管理者	坂本憲男
永平寺町長	河合永充

1 総則

1－1－10 災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定

災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定

永平寺町（以下「甲」という。）と社団法人福井県エルピーガス協会吉田支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における応急救護用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。）の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別紙様式1をもって、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- ① 必要とするL P ガス等の内容及び数量
- ② L P ガス等を必要とする場所
- ③ L P ガス等の使用目的及び使用期間
- ④ その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、極力これに応じL P ガス等の優先供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定による供給が完了した場合は、文書をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、供給活動中における緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に文書を提出するものとする。

- ① 供給したL P ガスの容器別の数量
- ② その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては永平寺町役場総務課長を、乙においては社団法人福井県エルピーガス協会吉田支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2. 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（L P ガス等の撤去）

第6条 L P ガス等の撤去の指示については、甲の連絡責任者が乙の連絡責任者に連絡を行い、乙は機材等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として算定するものとする。

(経費の支払)

第8条 前項の規定による経費の乙から甲に対する請求は、第3条の規定による応援が完了した後に行うものとし、甲は乙からの請求のあった日から30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日以内に支払うことが出来ない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1ヵ月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

平成19年7月30日

甲 永平寺町長 松本文雄

乙 福井県LPガス保安協会
吉田支部

1－1－11 永平寺町集団災害救急救助事故に係る応援協定書

永平寺町集団災害救急救助事故に係る応援協定書

永平寺町長 松本文雄（以下「甲」という。）と福井大学医学部附属病院長 上田孝典（以下「乙」という。）は、永平寺町消防本部（以下「消防本部」という。）管内において集团的に発生する傷病者の救急医療対策に関して、以下の各条のとおり応援協定を締結する。

（体制整備）

第1条 福井大学医学部附属病院（以下「大学病院」という。）は、消防本部管内における集团的に発生する傷病者の救急医療対策に関して、消防本部の行う救急活動の強化と円滑な運用に協力するため、常に即応出動体制の整備に努めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定の対象となる協定区域は、消防本部の管轄区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定における災害とは、消防本部が覚知した大規模な鉄道事故、自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故、雑踏事故、航空機の墜落事故、風水害、地震等の自然災害及びこれらに準ずる災害又は事故で、多数の傷病者が生じて消防本部が行う救急医療活動への応援を必要とする災害（以下「集団災害」という。）をいう。

（応援の範囲）

第4条 大学病院が行う集団災害発生時における応援の範囲は、次のとおりとする。

- （1）傷病者発生と同時に現場で行う初期対応、トリアージ及び病院選定。
- （2）搬送中における傷病者の管理及び救急隊への指示。

（応援要請）

第5条 乙は、甲より医師及び看護師等（以下「医師等」という。）の応援要請があった場合は、大学病院の業務に特段の支障が生じない限り速やかに出動させるものとする。

2 消防本部と大学病院は、医師等、医薬品、医療資機材等を災害現場へ搬送するに当たり、相互に協力するものとする。

（応援内容）

第6条 集団災害発生時において、大学病院が行う具体的な応援内容（以下「応援」という。）は次のとおりとする。

- （1）救急隊の設置した応急救護所又は災害救急救助現場における医師による応急救護所の隊長としての指揮に関すること。
- （2）救急・救助隊員が救出した傷病程度（重・中・軽）の再トリアージに実施と、救急救命士及び救急隊員等への特定行為及び応急処置の効果的指示に関すること。
- （3）救助中における緊急度の高い傷病者の一次救命処置に関すること。
- （4）緊急度の高い傷病者から優先して医療機関へ搬送する際の指示に関すること。
- （5）応急救護所の円滑な救護活動の確保並びに医薬品・医療資機材等の確保及び輸送に関すること。
- （6）関係機関等（赤十字奉仕団又は消防団）に対する軽症群傷病者の応急手当又は介護等の指示に関すること。
- （7）その他必要と認める事項。

(災害補償及び経費負担)

第7条 甲から要請を受け、乙の指示により集団災害発生現場へ出場した医師等が被災した場合は、甲乙協議の上、原則として福井大学が加入している労働者災害補償保険等により補償するものとする。

2 集団災害発生時の応援で使用した大学病院所有の医薬品・医療指揮材等に係る経費については、甲が負担するものとする。

(事前協議)

第8条 消防本部並びに大学病院は、集団災害発生時において迅速且つ適切に対処するため、常に連絡を密にし、必要に応じて協議するものとする。

(訓練への参加)

第9条 大学病院は、この協定に基づき、消防本部が実施する集団災害救急救助警備計画に基づくところの訓練に毎年1回参加し、実際の運用が迅速に行えるよう努めるものとする。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

上記の協定の締結を証するため、甲及び乙は次に記名し、印を押すものとする。

この協定書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成19年11月26日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4
永平寺町長 松本文雄

乙 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
福井大学医学部附属病院長 上田孝典

1-1-12 災害時における下水道事業に係る相互支援協定書

災害時における下水道事業に係る相互支援協定書

坂井市（以下「甲」という。）、永平寺町（以下「乙」という。）および五領川公共下水道事務組合（以下「丙」という。）は、いずれかの区域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災した団体（甲、乙または丙をいう。以下同じ。）の要請に応え、下水道事業に係る応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について、次のとおり協定する。

（支援の内容）

第1条 支援要請を受けた団体（以下「支援団体」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「支援職員等」という。）及び機器機材を相互に出動させ又は調達して支援するものとする。

（支援要請の手続き）

第2条 支援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 支援協力の具体的な内容
- (3) 支援職員等及び機器物資数
- (4) 集結場所及び支援場所への経路
- (5) 支援協力を希望する期間
- (6) その他必要な事項

（支援活動）

第3条 支援要請を受けた場合、支援団体は、直ちに必要な支援を実施するものとする。

2 被災団体の支援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、支援を実施できるものとする。

3 支援団体は、支援ができない場合には、被災団体にその旨を速やかに通報しなければならない。

（相互支援責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡及び応急対策及び復旧対策が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり相互支援責任者を置く。

- (1) 坂井市上下水道部長
- (2) 永平寺町下水道課長
- (3) 五領川公共下水道事務組合事務局長

（指揮権）

第5条 支援活動に従事する支援職員等は、前条に定める相互支援責任者の指揮の下に行動するものとする。

（支援活動に対する便宜供与）

第6条 被災団体にあつては、支援活動に従事する支援職員等が行う支援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第7条 支援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は支援職員等への宿泊及び給食等は、被災団体が現物又はその費用を負担する。
- (2) 支援のために要する費用のうち前号に該当しない費用については、原則として支援団体の負担とする。
- (3) 支援職員等が支援活動遂行中又は被災団体への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、支援団体がその災害補償をする。
- (4) 支援活動に従事する支援職員等が1月を超える派遣となる場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に規定する職員の派遣とする。
- (5) 支援活動に従事する支援職員等が支援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災団体がその損害を補償する。
- (6) その他前各号によりがたい費用については、各団体間で協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、各団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成22年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年3月30日

(甲) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市長 坂本 憲 男

(乙) 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長 松本 文 雄

(丙) 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊

五領川公共下水道事務組合管理者 松本 文 雄



1-1-13 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

永平寺町（以下「甲」という。）と福井県建物解体業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲及び乙の相互協力により、建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋梁、鉄道、道路、港湾施設、その他の建築物及び工作物をいう。
- (3) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去において実施する作業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急活動又は復旧作業に支障となる建築物等の解体
- (2) 甲が必要と認めた建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) 前各号に伴う必要な作業

（解体撤去の要請）

第4条 甲は、災害時において建築物等の解体撤去の必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した解体撤去要請書（様式1号）により、乙に対し、解体撤去の実施を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に解体撤去要請書を提出するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去の実施期間
- (4) その他必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、当該要請に速やかに対応するものとする。

第6条

2 乙は、解体撤去の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

3 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施し、完了した場合は、次に掲げる事項を記載した解体撤去報告書(様式第2号)により、甲に対し、報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に解体撤去報告書を提出するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去に従事した要員、車両、資機材
- (4) 解体撤去の実施期間
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者)

第8条 解体撤去に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うために甲及び乙に次のとおり連絡責任者をおくものとする。

- (1) 永平寺町防災安全課長
- (2) 一般社団法人福井県解体工事業協会事務局長

2、甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、遅滞なく、連絡責任者に対し報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2、前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づく支援に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償については、原則として乙が補償するものとする。

(防災訓練等)

第10条 この協定に基づく解体撤去が円滑に行われるよう、甲及び乙は、必要な訓練を適時実施するものとする。

2、乙は、地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力するものとする。

1 総則

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1ヵ年とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度協定を更新したものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長 河合 永充



乙 福井市春山2丁目18番24号
一般社団法人福井県解体工事業協会

会 長 矢野 智孝



1-1-14 災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定書

災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）は、永平寺町内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、公共施設等の電気設備の保安対策業務（以下「保安業務」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、保安業務の実施に関する基本事項を定めることにより、災害時における公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次に掲げる保安業務について協力を要請することができる。この場合において、第1号を除き、施設等が電気主任技術者を定めている場合は当該電気主任技術者立会いの上、保安業務を行うものとし、施設等が電気主任技術者を定めていない場合は有資格者を立ち合わせ、保安業務を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は電気主任技術者の立会いがなくとも要請事項に従い、有資格者の判断により業務を行うことができる。

- (1) 災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- (2) 公共施設等の電力確保、復旧及び復旧可否の判定に関する業務
- (3) 公共施設等の電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の電気設備の応急対策に関し必要と認める業務

（業務の体制）

第3条 乙は、前条に規定する保安業務を実施するため、緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を甲に提出するものとする。

3 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(業務要請手続)

第4条 甲は、災害時において、保安業務が必要と認めるときは、乙に対し、日時、場所、業務内容を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急時には、電話等により要請し、後日文書を乙に提出するものとする。

(契約の締結)

第5条 乙は、甲より業務要請を受けた場合は、公共施設等の管理者との間で保安業務の請負契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第5条の規定に基づき業務要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に従い、保安業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられない場合は、要請事項に基づいて、保安業務を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、保安業務完了後、速やかに必要な書類を甲に提出するものとする。

(他団体との協力)

第7条 乙は、第2条の規定に基づき業務を行う際、必要に応じて電気工事関係の事業者と連携を図り、速やかに業務を遂行するものとする。

(業務の報告)

第8条 乙は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。

2 乙は、公共施設等の被災状況及び実施した業務の内容がわかる写真、当該業務に要した費用及びその費用の積算根拠並びに業務に関する記録を整理し、速やかにこれらを甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務については、乙の負担とする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づき乙が実施した保安業務により生じた損害に対する補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 保安業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡したときは、乙が補償するものとする。

(訓練等の実施)

第12条 乙は、1年に1回以上、情報伝達等の訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。また、甲より要請があった場合は、町が行う総合防災訓練に参加するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から解約の申出がない場合は、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議の上、この協定を解除できるものとする。また、協定の解除は、期間満了の日までの1月間でもできるものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年12月27日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長

松本文雄



乙 富山県富山市桜橋通り3番1号

財団法人 北陸電気保安協会

理事長

長田武嗣



1-1-15 災害時における生活物資の調達・供給に関する協定書

災害時における生活物資の調達・供給に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と永平寺町商工会（以下「乙」という。）とは、永平寺町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るために、生活必需物資（以下「物資」という。）の調達、供給等に関する事項について、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策上物資の供給を必要とするときは、乙を通じて加盟する業者より保有する物資の供給協力を要請するものとする。

（物資の供給の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料、医薬品、衣料、日用品等またはこれらに類する物資
- （2）その他甲が指定する物資

（物資供給の要請手続き等）

第3条 第1条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
2 甲および乙は、連絡体制、連絡方法および連絡手段について、支障を来たさないよう常に点検および改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、可能な限り物資の供給に関し協力するものとする。

（取引価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議の上定める。

（納品）

第6条 物資の納品場所等は、甲が指定するものとし、甲は、当該納品場所に職員を派遣して物資を確認の上、受け取るものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、当該物資の納品後速やかに乙に物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のため、甲および乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては永平寺町総務課長、乙にあつては永平寺町商工会事務局長とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、甲および乙がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

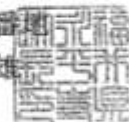
第10条 この協定の有効期間は、平成25年11月22日から平成26年11月21日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲または乙から何らの意志表示がないときは、更に1年間協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月22日

甲 吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町長 松本文雄



乙 吉田郡永平寺町松岡春日1丁目15番地
永平寺町商工会長 河合矢代治



1-1-16 災害時における物資供給に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 / 月 14日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長

松本文



新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

棒 賢



1-1-17 災害時における支援協力に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、永平寺町内において地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害時」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請をおこなったときをもって発動する。ただし、災害の状況に応じ、地域防災計画に基づく配備体制をとった時にも要請することができる。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は次のとおりとし乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給をおこなうものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

（物資供給の要請手続）

第4条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した協力要請書（様式第1号）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとし、乙は搬送終了後、速やかに協力報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（物資の価格）

第6条 乙が、第4条に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、災害時に関する法令を遵守するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、本協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度自動的に更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成26年1月16日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4
永平寺町

永平寺町長 松本 文雄



乙 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セツカートン株式会社

代表取締役社長 丹羽 俊雄



1-1-18 災害時における公共施設の応急対策に関する協定（松岡地区）

災害時における公共施設の応急対策に関する協定

永平寺町長 河合 永充（以下、「甲」という。）と永平寺町松岡地区建設業会 会長 椎山義之（以下、「乙」という。）とは、台風、豪雨、地震その他の異常な自然現象等（以下、「災害」という。）により、永平寺町が管理する道路、河川、山林、農地、その他の公共施設や土地改良施設（以下、「公共施設」という。）が被災あるいは被災するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における、乙の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する公共施設の機能の維持及び機能の復旧のため、応急救援活動への応援に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急救援活動として、公共施設の応急復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資材、労力等が必要なときは、乙に協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、その趣旨に従い乙が所有する土木資材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法及び災害対策基本法が適用された場合は、同法の規定に従い必要な協力を行うものとする。

2 福井県と社団法人 福井地区建設業会及び永平寺町と永平寺町松岡地区建設業会が締結している災害時における応急救助活動への応援に関する協定書による応援要請があったときには、福井県と甲との協議の結果に従い救援活動を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 前条第1項に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害の賠償）

第5条 乙の業務従事者が当該業務により負傷し若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合におけるその者に対する損害は、乙が賠償するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙の業務従事者は、建設事業の変更及び建設事業を廃止したときは、速やかにその旨を甲に届けるものとする。

- 2 乙の業務従事者は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。
- 3 乙の業務従事者は、公共施設の被災状況及び実施した工事の内容がわかる写真、当該工事に要した費用及びその費用の積算根拠並びに業務に関する記録を整理し、速やかにこれらを甲に提出するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から30日前までの間に、甲及び乙からの協定終了の文書が提出されない限り、翌年3月31日まで延期するものとし、以降においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名、押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月 1日

甲 永平寺町長 河合 永 充



乙 永平寺町松岡地区建設業
会長 梶山 義之



1-1-19 災害時における公共施設の応急対策に関する協定（永平寺地区）



災害時における公共施設の応急対策に関する協定

永平寺町長 河合 永充(以下、「甲」という。)と永平寺町永平寺地区建設業会 会長 西村 治(以下、「乙」という。)とは、台風、豪雨、地震その他の異常な自然現象等(以下、「災害」という。)により、永平寺町が管理する道路、河川、山林、農地、その他の公共施設や土地改良施設(以下、「公共施設」という。)が被災あるいは被災するおそれがある場合(以下、「災害時」という。)における、乙の応急対策業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する公共施設の機能の維持及び機能の復旧のため、応急救援活動への応援に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害応急救援活動として、公共施設の応急復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資材、労力等が必要なときは、乙に協力を要請することができる。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、その趣旨に従い乙が所有する土木資材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法及び災害対策基本法が適用された場合は、同法の規定に従い必要な協力を行うものとする。

2 福井県と社団法人 福井地区建設業会及び永平寺町と永平寺町永平寺地区建設業会が締結している災害時における応急救助活動への応援に関する協定書による応援要請があったときには、福井県と甲との協議の結果に従い救援活動を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 前条第1項に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害の賠償)

第5条 乙の業務従事者が当該業務により負傷し若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合におけるその者に対する損害は、乙が賠償するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙の業務従事業者は、建設事業の変更及び建設事業を廃止したときは、速やかにその旨を甲に届けるものとする。



- 2 乙の業務従事業者は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。
- 3 乙の業務従事業者は、公共施設の被災状況及び実施した工事の内容がわかる写真、当該工事に要した費用及びその費用の積算根拠並びに業務に関する記録を整理し、速やかにこれらを甲に提出するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から30日前までの間に、甲及び乙からの協定終了の文書が提出されない限り、翌年3月31日まで延期するものとし、以降においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名、押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月 1日

甲 永平寺町長 河合 永 充



乙 永平寺町永平寺地区建設業会
会長 西村 治



1-1-20 災害時における公共施設の応急対策に関する協定（上志比地区）

災害時における公共施設の応急対策に関する協定



永平寺町長 河合 永充（以下、「甲」という。）と永平寺町上志比地区建設業会 会長 市岡 裕（以下、「乙」という。）とは、台風、豪雨、地震その他の異常な自然現象等（以下、「災害」という。）により、永平寺町が管理する道路、河川、山林、農地、その他の公共施設や土地改良施設（以下、「公共施設」という。）が被災あるいは被災するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における、乙の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が管理する公共施設の機能の維持及び機能の復旧のため、応急救援活動への応援に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害応急救援活動として、公共施設の応急復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資材、労力等が必要なときは、乙に協力を要請することができる。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、その趣旨に従い乙が所有する土木資材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法及び災害対策基本法が適用された場合は、同法の規定に従い必要な協力を行うものとする。

2 福井県と社団法人 福井地区建設業会及び永平寺町と永平寺町上志比地区建設業会が締結している災害時における応急救助活動への応援に関する協定書による応援要請があったときには、福井県と甲との協議の結果に従い救援活動を行うものとする。

（経費の負担）

第 4 条 前条第 1 項に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害の賠償）

第 5 条 乙の業務従事者が当該業務により負傷し若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合におけるその者に対する損害は、乙が賠償するものとする。



（連絡会議の開催）

第 6 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

（報告）

第 7 条 乙の業務従事者は、建設事業の変更及び建設事業を廃止したときは、速やかにその旨を甲に届けるものとする。

- 2 乙の業務従事業者は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。
- 3 乙の業務従事業者は、公共施設の被災状況及び実施した工事の内容がわかる写真、当該工事に要した費用及びその費用の積算根拠並びに業務に関する記録を整理し、速やかにこれらを甲に提出するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から30日前までの間に、甲及び乙からの協定終了の文書が提出されない限り、翌年3月31日まで延期するものとし、以降においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名、押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月 1日

甲 永平寺町長 河合 永 充



乙 永平寺町上志比地区建設業会
会長 市岡 裕



1 総則

1-1-21 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と、福井県民生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に、甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けた時は、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第6条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第7条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から翌年3月までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも解除の申し出がない場合には、1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上それぞれ1通を所持する。

平成26年 9月22日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町長

河合 永充 

乙 福井市開発町5丁目1603番地
福井県民生活協同組合
理事長

竹 生 正人 

1-1-22 原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書

永平寺町と南越前町とは、敦賀市及び美浜町において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における南越前町民の広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、永平寺町及び南越前町が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の8の規定に基づき行う南越前町民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で南越前町民の生命もしくは身体を災害から保護するため、南越前町長が広域避難の必要があると認めたときは、永平寺町において災害対策本部を設置しているなど正当な理由がある場合を除き、南越前町民を受け入れるものとする。

2 永平寺町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を南越前町民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の運営は、南越前町の責任において行うものとする。

4 南越前町は、広域避難にあたっては、福井県と連携し永平寺町の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 永平寺町に対する広域避難の受入要請は、南越前町が福井県を通して行うものとする。

2 前項の受入の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 永平寺町は、福井県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、永平寺町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難人数の規模、避難施設の利用状況等を踏まえ、永平寺町が、南越前町及び福井県と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 広域避難を行う南越前町民等に対するスクリーニング及び除染は、南

越前町民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い、福井県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、南越前町が福井県と協力し確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、南越前町は永平寺町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらえよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 広域避難に要する費用のうち、災害救助法に定めがないものについては、原則として南越前町が負担する。

(情報の交換)

第8条 永平寺町及び南越前町は、この協定が円滑に運営されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、永平寺町及び南越前町の防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、永平寺町及び南越前町が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 1月30日

永平寺町長 河 合 永 充



南越前町長 川 野 順 方



1 総則

1-1-23 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定

永平寺町（以下「甲」という。）と福井県石油商業組合福井支部（以下「乙」という。）は、永平寺町内に大規模な風水害、地震その他の災害（以下、「災害時」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合における石油燃料の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公用車の燃料、避難所等における暖房用燃料、その他防災資機材等の燃料の確保及び供給に関する必要な事項を定めることにより、災害対応及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公用車用燃料の確保及び供給業務
- (2) 暖房用燃料の確保及び供給業務
- (3) 防災資機材用燃料の確保及び供給業務
- (4) その他甲が必要と認める燃料の供給業務
- (5) 石油燃料の運搬業務

（業務の体制）

第3条 乙は、緊急時の連絡体制の一覧表を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時において提供できる燃料の一覧表を甲に提出するものとする。

3 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

（構成員の基準）

第4条 乙は、次に掲げる基準をいずれも満たしている者とする。

- (1) 町の防災対策に賛同し、善意を持って防災活動を積極的に実施する者であること。
- (2) 町から要請を受けた場合、必要な人員、石油燃料及び運搬車両を速やかに手配することが可能であること。

(業務要請)

第5条 甲は、災害時において乙に燃料を調達する必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、供給を要請するものとする。

- (1) 燃料の種類及び数量
- (2) 納入場所又は供給車両番号
- (3) 納入日時
- (4) その他必要事項

(業務の報告)

第6条 乙は、第2条の規定に基づき業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載し、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、事後において、文書を甲に提出するものとする。

- (1) 供給年月日
- (2) 燃料の種類、数量及び価格
- (3) 供給施設名又は供給車両番号
- (4) 事業者名及び従事者の職・氏名
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金及び乙が運搬を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。ただし、特別な費用が掛かるときは、事前に甲、乙協議して定めるものとする。

(価格の決定)

第8条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における単価契約の単価とする。ただし、大幅な価格変動があった場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 乙の構成員が、甲の要請に基づく業務を遂行中に負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(報告)

第11条 乙は、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を、毎年1回書面により甲に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第12条 乙は、1年に1回以上、情報伝達訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。また、甲より要請があった場合は、町が行う防災訓練に参加するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解約の申出がない場合には、さらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議の上、この協定を解除できるものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々が、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 4 年 9 月 26 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目 4 番地

永平寺町長 河合 永亮

乙 福井県福井市花堂 1 丁目 3 番 40 号

福井県石油商業組合福井支部

支 部 長

栄月 一浩

1-1-24 災害時相互応援協定（南越前町）

災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、永平寺町と南越前町の区域において、気象災害、地震・津波災害、その他の災害が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- （2）応急復旧に必要な資機材、生活物資の提供
- （3）救助、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （4）ボランティアの募集及び派遣
- （5）被災地の行政機能継続場所の提供
- （6）被災者に対する避難所の設置及び応急仮設住宅（公営住宅等）の提供
- （7）児童及び生徒の受入れ並びに就業機会の提供
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- （3）前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- （4）応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた町は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災町との連絡がとれない場合において、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災町の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両町が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、永平寺町及び南越前町の総務課長とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両町が協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成28年2月18日から平成29年2月17日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 28 年 2 月 18 日

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長 河合永亮



福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地

南越前町長 川野順子



1-1-25 バイオマスボイラー設備等の災害時における発動発電機の貸借等に係る協定



バイオマスボイラー設備等の災害時における発動発電機の貸借等に係る協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と、福井産機株式会社（以下「乙」という。）と、福井県電器商業組合 永平寺支部（以下「丙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は災害時において、甲が管理する別紙の施設に設置されている各バイオマスボイラー設備等の電力供給が停止した場合、乙は所有する発動発電機を優先的に貸出し、丙は各バイオマスボイラー設備等と発動発電機を接続し、早期にそれぞれの機能の回復を図ることを目的とする。

（優先的貸出しおよび運搬）

第2条 災害時において、乙は、乙の社内規定に定める緊急時の対応に支障のない範囲において、甲の指定する発動発電機を優先的に貸出し、各バイオマスボイラー設備等まで運搬するものとする。なお、指定する発動発電機は別紙のとおりとする。



（施設と発電機の接続）

第3条 第2条の規定により貸出し、運搬された発動発電機と、各バイオマスボイラー設備等との接続については、丙により行うものとする。

（費用の負担）

第4条 発動発電機の優先的貸出しに係る費用は、災害の発生した直前の単価を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定するものとする。また、バイオマスボイラー設備等と発電機の接続に係る費用は、災害の発生した直前の単価を基準として、甲、丙協議のうえ速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第5条 第4条の規定による発動発電機の優先的貸出しに係る費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。また、バイオマスボイラー設備等と発電機の接続に係る費用は、丙の請求により、甲が支払うものとする。



2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、発動発電機の優先的貸出しに係る費用は乙に、また、バイオマスボイラー設備等と発電機の接続に係る費用は丙に、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第6条 災害時における正確な情報伝達を期するため、甲、乙及び丙は連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第7条 乙は甲の指定する発動発電機の所在について、甲の求めに応じて報告するものとする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議するものとする。

平成29年 8月 22日

甲 住所 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4
氏名 永平寺町長 河合 永光



乙 住所 福井県福井市問屋町2-44
氏名 福井産機販売株式会社
代表取締役社長 松田 誠治



丙 住所 福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿18-10-1
氏名 福井県電器商業組合 永平寺支部
支部長 松村 誠一



別紙

施設 1：上志比文化会館（吉田郡永平寺町石上 29-67-1）

①	相数	周波数	電圧	容量	数量
発電機 DCA-150ES	3 相 4 線式	60Hz	220V	150KVA	1 台
幹線	100 スケ×20m 両端ジョイント付				8 本
ジョイント	100 スケ用ジョイント端子 100×Φ20				4 組

※幹線は 1 ライン 40m で計算しています

施設 2：松岡福祉総合センター（吉田郡永平寺町松岡吉野堀 15-44）

①	相数	周波数	電圧	容量	数量
発電機 DCA-45US	3 相 4 線式	60Hz	220V	45KVA	1 台
幹線	38 スケ×25m 両端ジョイント付				8 本
ジョイント	38 スケ用ジョイント端子 38×Φ12				4 組

※幹線は 1 ライン 50m で計算しています

②	相数	周波数	電圧	容量	数量
発電機 DCA-25US	単相 3 線	60Hz	110V	14.4KVA	1 台
幹線	38 スケ×25m 両端ジョイント付				8 本
ジョイント	38 スケ用ジョイント端子 38×Φ12				4 組

※幹線は 1 ライン 50m で計算しています

1-1-26 災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定

災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定

永平寺町（以下「甲」という。）と福井街角放送株式会社（以下「乙」という。）は、永平寺町内に大規模な風水害、地震その他の災害（以下、「災害時」という。）時における臨時災害放送局開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲で災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、住民等に対し、重要かつ必要な情報を提供するため、甲乙が相互に協力し、臨時災害放送局を開設することについて、必要な事項を定めるものとする。

（臨時災害放送局開設の協力）

第2条 甲が臨時災害放送局の開設が必要であると判断した場合は、当該放送局に係る免許申請の手続き、放送設備の貸与、設営及び放送運営等の協力を乙に要請するものとし、乙は、甲から要請を受けた時は、可能な限り協力するものとする。この場合において、甲は、乙が他と締結している災害時の緊急放送に関する協定を妨げないものとする。

（協力要請の手続き等）

第3条 甲の乙に対する協力要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後書面を提出するものとする。

2 甲乙は、定期的に相互の連絡体制等の確認に努めるものとする。

（費用）

第4条 第2条に係る費用については、甲乙が協議して合意した金額とし、その金額を乙が甲に請求し、甲が乙に支払うものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれからも書面による解除の申し出がない場合には、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

1 総則

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成 29 年 9 月 25 日

甲 福井県古田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町
町 長

河合永充



乙 福井県福井市田原町1丁目13番6号
福井街角放送株式会社
代表取締役

嶋尾 健



1-1-27 永平寺町・日本下水道事業団災害支援協定

永平寺町・日本下水道事業団災害支援協定

永平寺町（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

（1） 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

（2） その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（1） 志比浄化センター終末処理場

（2） 中央浄化センター終末処理場

（3） 松岡汚水中継ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

（1） 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

（2） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

（3） 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

（4） 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

（5） 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局 永平寺町上下水道課

(2) 乙の事務局 日本下水道事業団近畿・中国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成**29**年**11**月**10**日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町

代表者 町 長 河 合 永



乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

代表者 理事長 辻 原 俊 博



1-1-28 災害時における下水道施設の応急対策に関する協定書

災害時における下水道施設の応急対策に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と福井県維持建設協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨その他の異常な自然現象により、甲の管理する下水道、その他の公共施設が被災、又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に応急対策業務（以下「応急対策」という。）の実施協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が管理する下水道施設の応急対策に関して、甲が乙に対して協力を求めるとき、その内容費用負担その他の必要な事項を定めることにより、応急対策の迅速な復旧を実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策が実施できないときは、乙に対しその協力を要請することができる。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条第一項の規定により乙に対して、その協力を要請するときは電話、FAX等により業務内容、日時、場所、必要人数、必要資機材その他必要な事項を明示して通知するとともに、後日、速やかに協力要請文書を送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された応急対策が完了したときは、速やかに甲に報告し、その検査を受けるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応急対策のために要した経費については、甲が定める基準により積算し、乙の請求により甲が支払うものとする。

（情報交換）

第6条 乙は、乙の災害復旧協力規則等が変更となったときは、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成29年11月10日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成29年11月10日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長 河合 永



乙 福井市新保2丁目815番地
福井県維持建設協同組合
代表理事 中村 正治



1-1-29 永平寺町と永平寺町内郵便局との包括的地域連携に関する協定

永平寺町と永平寺町内郵便局との包括的地域連携協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と永平寺町内郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり永平寺町の地域振興、地域活性化及び経済活性化に係る連携強化に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域連携協定することにより、永平寺町の地域振興、地域活性化及び経済活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次の事項について連携協力する。

- ① 地域の暮らしの安全・安心確保に関すること
- ② 高齢者・障害者支援に関すること
- ③ 子育て支援に関すること
- ④ 未来を担う子ども・青少年の健全育成に関すること
- ⑤ 災害対策に関すること
- ⑥ 健康増進に関すること
- ⑦ 観光の振興に関すること
- ⑧ 地域の特産品等の流通及び振興に関すること
- ⑨ 環境保全に関すること
- ⑩ 地方創生に関すること
- ⑪ 永平寺町の施策の普及啓発に関すること
- ⑫ その他前条の目的を達成するための施策に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に達成するために、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙の合意のうえに決定するものとする。

（活動の対象地域）

第3条 本協定において活動の対象となる地域は、永平寺町内で乙が日常的に業務を行う範囲内とする。

（甲の役割）

第4条 甲は、乙の活動が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。また、本協定の目的に沿う、乙と自治会や団体との連携にあたっては、助言等の支援を行うものとする。

(乙の役割)

第5条 乙は、近隣の郵便局及び社員に対して、本協定を周知するとともに、日常業務に支障の無い範囲において、協力可能な体制整備を行い、第2条第1項に定める事項に取り組むものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報であることが明示された情報に限る）を相手方の承諾なしに、第三者に開示または提供してはならない。なお、情報の開示または提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえで決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印のうえ各位1通をそれぞれ保有するものとする。

平成29年12月12日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長

河合 永亮 

乙 日本郵便株式会社
永平寺町内郵便局代表
山王郵便局長

鈴木 清永 

包括的地域連携協定に基づく主な取組

連携事項	取組内容	担当課
地域の暮らしの安全・安心確保に関する こと	1 道路・河川等の異変に関する通報協力 ①道路・河川等の施設に何らかの異変や異変の可能性を見つけた場合は速やかに永平寺町に連絡をする。 2 犯罪抑止と通報協力 ①不審者と思われる人を発見した場合は、110番通報の協力を行う。 3 交通安全施設の破損発見 ①交通安全施設の破損及び破損しそうなものを発見した場合は、速やかに永平寺町に連絡する。	建設課 総務課
高齢者・障害者支援に関する こと	1 地域住民の見守りと通報協力 ①地域住民に関して何らかの異変等を察知した場合は、速やかに永平寺町に連絡をする。 ②交通事故に遭う恐れのある高齢者等を発見した場合は、110番通報の協力を行う。 2 認知症の人や家族を支える地域づくりへの協力 ①認知症高齢者にやさしい地域づくりに協力する。 ②徘徊高齢者等の発見に協力する。 3 高齢者・障害者等に配慮したバリアフリー化の推進	福祉保健課
子育て支援に関する こと	1 子どもの見守りと通告協力 ①子どもに何らかの異変等を察知した場合は、速やかに永平寺町に連絡をする。 ②学校がある時間帯に一人にいる子どもを見かけた場合は、速やかに永平寺町に連絡をする。	子育て支援課
未来を担う子ども・青少年の健全育成に関する こと	1 郵便局見学、体験学習への協力 ①小学校、PTA等の郵便局見学、体験学習の受入 ②中学校2年生の職場体験学習の受入 2 「子ども110番の家」としての活動 ①各郵便局を「子ども駆け込み所」とする。 不審者等から子どもが避難してきた場合の保護、警察等への連絡を行う。 ②業務に支障の無い範囲での子どもの見守り活動	学校教育課

災害対策に関する こと	1 建物倒壊や道路状況、及び被災者情報等の情報提供 2 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 郵便局ネットワークを活用した広報活動 4 永平寺町又は郵便局が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意作成）避難者リスト等の情報の相互提供 5 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ①災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災者宛て救助用郵便物等の料金免除 ④被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 6 ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い 7 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項	総務課 生活安全室
健康に関する こと	1 検診の受診率向上に向けた情報提供 ①各種検診のパンフレットの設置及びポスターの掲示	福祉保健課 保健センター
観光の振興に 関すること	1 観光PR活動の推進 ①観光ガイドブックやポスター、パンフレット等の、管内郵便局への掲出と管外への掲出 ②オリジナルデザインの切手、はがき等の共同考案 ③県外の郵便局舎でのPR活動（観光展や物産展等） 2 永平寺町主催の観光イベント等への協力 ①イベント開催時の臨時郵便局開設協力 ②イベント開催時のボランティア協力 3 永平寺町への観光客に対する案内 ①業務に支障の無い範囲で交通手段などの案内	商工観光課
地域の特産品 等の流通及び 振興に関する こと	1 永平寺町特産品等のPRと販路拡大 ①カタログギフト（ふるさと小包）による永平寺町産品の認知度向上や販売促進 ②県外の郵便局等での永平寺町の産品の直売	商工観光課

環境保全に関すること	1 地球環境の保全に向けた協力 ①配達時のアイドリングストップ励行や取り組み勸奨 2 地域環境の保全に向けた協力 ①排出ごみの適正な分別と排出への協力 ②国民運動クールチョイス等省エネ活動への協力 ③不法投棄等を発見した場合の情報提供協力。	住民生活課
地方創生に関すること	1 自動運転実証実験への参画・協力 ①自動運転による集荷、配送サービスへの検証 2 永平寺町への移住・定住の促進 ①移住・定住に関するパンフレットやチラシをふるさと小包に同封 ②移住・定住に関するパンフレットやチラシを東京・大阪・名古屋の大学付近の郵便局に配備	総合政策課
永平寺町の各種施策の普及啓発に関すること	1 永平寺町行政情報の周知への協力 ①局舎内でのポスターの掲示、パンフレットの配置等により永平寺町行政情報の周知への協力	総務課

1-1-30 永平寺町と永平寺町内郵便局との協力に関する協定

永平寺町と永平寺町内郵便局との協力に関する協定

福井県永平寺町(以下「甲」という。)と永平寺町内郵便局(以下「乙」という。)は、地域における協力について次のとおり協定する。

第1章(総則)

(締結する協定)

第1条

- (1) 地域における協力協定(第2章)
- (2) 災害発生時における協力協定(第3章)

(協議)

第2条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、2017年12月12日から2018年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

第2章(地域における協力協定)

(目的)

第4条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第5条 乙は、永平寺町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報(乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 高齢者、障害者(障がい者)、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

(2) 道路・河川等の異状を発見した場合

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

(免責)

第6条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第3章（災害発生時における協力協定）

(定義)

第7条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第8条 甲及び乙は、永平寺町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第9条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第10条 第8条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第 11 条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第 12 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第 13 条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 永平寺町役場 総務課生活安全室

乙 日本郵便株式会社 松岡郵便局長

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自 1 通を保有する。

2017年12月12日

甲 住所

永平寺町

代表 永平寺町長

河合 永充

印

乙 住所

永平寺町内郵便局

代表 日本郵便株式会社 山王郵便局長

鈴木 清永



1-1-31 福井県協定一覧

※令和5年（2023年） 福井県地域防災計画

（1）県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

① 近隣県との協定

- ・ 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」
- ・ 奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」
- ・ 石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」

② ブロック単位の協定

- ・ 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害時等の相互応援に関する協定」
- ・ 中部9県1市で締結している「災害時等の応援に関する協定書」
- ・ 近畿2府5県で締結している「災害時の応援に関する申し合わせ」
- ・ 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

③ 全国都道府県の協定

- ・ 全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

（2）協定締結機関との協定

現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結するものとする。

① 輸送

- ・ 県内市町村・消防本部と締結している「福井県防災ヘリコプター応援協定」
- ・ 石川県および富山県と締結している「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」
- ・ 滋賀県と締結している「福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」
- ・ 岐阜県と締結している「福井県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」
- ・ セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」
- ・ 中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」
- ・ 西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」
- ・ 福井県レンタカー協会と締結している「災害時における自動車の貸渡しに関する協定書」
- ・ 公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」
- ・ 福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」
- ・ 朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社、アカギヘリコプター株式会社、東邦航空株式会社、学校法人ヒラタ学園と締結している「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」

1 総則

- ・ 近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」
- ・ 一般社団法人福井県トラック協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書」
- ・ 福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」
- ・ 一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」
- ・ 福井トヨタ自動車株式会社と締結している「災害時等における車両提供に関する協定書」
- ・ 株式会社北陸マツダと締結している「災害時等における車両提供に関する協定書」
- ・ 有限会社ダイキョウコーポレーションと締結している「災害時等におけるキャンピングカーの活用に関する協定書」
- ・ 赤帽福井県軽自動車運送協同組合と締結している「緊急・救援輸送に関する協定書」

②緊急救助

- ・ 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」
- ・ 日本赤十字社福井県支部と締結している「災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書」
- ・ 一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」
- ・ 福井県医療機器協会と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定書」
- ・ 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」
- ・ 一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」
- ・ 福井大学医学部附属病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 福井県済生会病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 日本赤十字社福井県支部と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 杉田玄白記念公立小浜病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 市立敦賀病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」
- ・ 福井総合病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」
- ・ 公立丹南病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」
- ・ 公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」
- ・ 近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定」
- ・ 福井勝山総合病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」
- ・ 国立病院機構敦賀医療センターと締結している「福井DMA Tの出動に関する協定

書」

- ・ 福井県猟友会と締結している「雪害発生時における各種活動の支援に関する協定書」
- ・ 中部 8 県および 10 基地病院で締結している「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」

③生活衛生

- ・ 福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」
- ・ 福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」
- ・ 公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における避難所等建築物の清掃および消毒等に関する協定書」
- ・ 中部 9 県で締結している「中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」
- ・ 福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」

④燃料、電源

- ・ 一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用 LP ガスの供給に関する協定書」
- ・ 福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」
- ・ 石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」
- ・ 福井日産自動車株式会社、日産プリンス福井販売株式会社および日産自動車株式会社と締結している「災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書」
- ・ 福井三菱自動車販売株式会社および三菱自動車工業株式会社と締結している「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」
- ・ 北陸電力および北陸電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」
- ・ 関西電力および関西電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」

⑤生活物資

- ・ 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」
- ・ 福井県米穀株式会社と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 福井県経済農業協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 福井市中央卸売市場協会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 有限会社南部酒造場と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 株式会社ハイピースと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 株式会社若狭瓜割と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」

1 総則

定書」

- ・ 株式会社おおいと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 福井市（企業局）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 池田町（振興開発課）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 高浜町（総務課）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ サントリーフーズ株式会社（北陸支店）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ キリンビバレッジ株式会社北陸支社と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 株式会社ローソンと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 株式会社ファミリーマートと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」
- ・ 株式会社P L A N Tと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」
- ・ 株式会社ホームセンターみつわと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」
- ・ 株式会社ヤスサキグループと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」
- ・ 株式会社バローと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」
- ・ N P O法人コメリ災害対策センターと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」
- ・ 大塚製薬株式会社金沢支社と締結している「災害時等における応急生活物資の協力に関する協定書」
- ・ 株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」

⑥水道・工業用水

- ・ 近畿1府4県、大阪広域水道企業団および阪神水道企業団と締結している「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」
- ・ 近畿1府3県13市町、大阪広域水道企業団と締結している「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」
- ・ 福井県管工事業協同組合連合会と締結している「災害時における水道施設の応急対策に関する協定書」
- ・ 福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」
- ・ 17市町1事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

- ・ 17市町1事務組合、公益社団法人福井県下水道管路管理業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」
- ・ 17市町1事務組合、一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」
- ・ 17市町1事務組合、公益社団法人国上下水道コンサルタント協会中部支部と締結している「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」

⑦応急対策工事

- ・ 一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定書」
- ・ 一般社団法人福井県建築工業会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定書」
- ・ 一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」
- ・ 公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」
- ・ 国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」
- ・ 国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」
- ・ 一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時等における応急対策業務に関する基本協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」
- ・ 一般社団法人福井県造園協会および福井県造園業協同組合と締結している「災害時等における都市公園に係る応急対策業務に関する協定」
- ・ 福井県電気工事工業組合女性部と締結している「災害時における電気設備の応急対策業務および一時避難所の設置運営に関する協定書」

⑧住宅

- ・ 一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」
- ・ 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書」
- ・ 近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」
- ・ 近畿2府8県、全日本不動産協会近畿2府8県本部と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」
- ・ 近畿2府8県、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結し

1 総則

- ・ ている「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」
- ・ 一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」
- ・ 一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」

⑨放送・報道・通信

- ・ 福井県警察本部と締結している「災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定について」
- ・ 福井鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」
- ・ 日本放送協会福井放送局と締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- ・ 福井放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- ・ 福井テレビジョン放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- ・ 福井エフエム放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- ・ 日本放送協会福井放送局と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」
- ・ 福井放送株式会社と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」
- ・ 福井テレビジョン放送株式会社と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」
- ・ J A R L 福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」
- ・ 朝日新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 産経新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 共同通信社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 日本経済新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 毎日新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 読売新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 中日新聞社福井支社と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ 時事通信社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」
- ・ えちぜん鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」
- ・ N P O 法人たんなん夢レディオと締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- ・ 敦賀 F M 放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」
- ・ 福井県ケーブルテレビ協議会（福井ケーブルテレビ株式会社、株式会社嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルテレビ若狭小浜、美方ケーブルネットワーク、さかいケーブルテレビ株式会社、こしの国広域事務組合、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町）と締結している「災害時における放送要請に関する協定」

- ・ ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」
- ・ 丹南ケーブルテレビ株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定書」

⑩その他

- ・ 一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」
- ・ 一般社団法人日本自動車連盟福井支部と締結している「災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」
- ・ 港屋重機建設株式会社と締結している「災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」
- ・ 一般社団法人福井県産業資源循環協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」
- ・ 北陸建設機械リース業協会福井支部と締結している「災害時における物資の貸渡しに関する協定書」
- ・ 全日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」
- ・ 株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」
- ・ 西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」
- ・ 福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」
- ・ 株式会社アクティオと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」
- ・ 株式会社カナモトと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」
- ・ 株式会社レンタルのニッケンと締結している「災害時における資機材調達に関する協定書」
- ・ 株式会社ケンユーと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」
- ・ 株式会社ニードと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」
- ・ 福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」
- ・ 福井県警友会連合会と締結している「大規模災害発生時等における支援に関する協定書」
- ・ 日本郵便株式会社北陸支社と締結している「福井県と日本郵便株式会社北陸支社との地域振興に関する連携協定書」
- ・ 福井県テントシート工業組合と締結している「災害時等における物資の調達等に関する協定書」
- ・ 一般社団法人福井県ドローン協会と締結している「災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定書」
- ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結している「福井県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定」

1 総則

- ・ 損害保険ジャパン株式会社と締結している「地域の安全・安心に関する包括連携協定書」
- ・ 株式会社モンベルと締結している「福井県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定」
- ・ 株式会社NTTドコモと締結している「福井県のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に関する連携協定」
- ・ 株式会社ファミリーマートと締結している「福井県と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定」
- ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結している「地域の安全安心に関する包括連携協定書」
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社と締結している「地域の安全安心に関する包括連携協定書」
- ・ 株式会社アトムと締結している「福井県の産業振興に関する連携協定」
- ・ 株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結している「福井県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書」
- ・ 千代田区と締結している「福井県と千代田区との相互発展に向けた連携に関する協定書」
- ・ セイノーホールディングス株式会社と締結している「福井県とセイノーホールディングス株式会社との包括連携に関する協定」
- ・ K O S E I 株式会社と締結している「災害時等における自走式水洗トイレの活用に関する協定書」
- ・ 株式会社平和堂と締結している「災害時等における施設利用に関する協定書」
- ・ 株式会社ベルと締結している「災害時等における施設利用に関する協定書」

1-2 防災関係機関

1-2-1 防災関係機関一覧

中央官庁出先機関

機 関 名	連絡窓口	所 在	電話番号
北陸財務局 福井財務事務所	総務課	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-25-8230
北陸農政局	農村振興部	金沢市広坂 2 丁目 2-60	076-232-4722
福井森林管理署	総務課	福井市春山 1 丁目 1-54	I P 電話 050-3160-6105
福井地方气象台	防災担当	福井市豊島 2 丁目 5-2	0776-24-0069
福井労働基準監督署	安全衛生課	福井市開発 1-121-5	0776-54-7722
近畿地方整備局 福井河川国道事務所	調査第一課 道路管理課	福井市花堂南 2-14-7	0776-35-2661

県関係

機 関 名	連絡窓口	所 在	電話番号
福井県庁	(代 表)	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-21-1111
〃	危機管理課	〃	0776-20-0308
〃	地域福祉課	〃	0776-20-0326
〃	道路保全課	〃	0776-20-0477
〃	河川課	〃	0776-20-0480
福井健康福祉センター		福井市西木田 2 丁目 8-8	0776-36-1116
福井土木事務所		福井市城東 4 丁目 28-1	0776-24-5111
福井農林総合事務所		福井市松本 3 丁目 16-10	0776-21-8201

近隣市町村

機 関 名	連絡窓口	所 在	電話番号
福井市役所	危機管理課	福井市大手 3 丁目 10-1	0776-20-5234
坂井市役所	危機管理対 策課	坂井市坂井町下新庄 1-1	0776-50-3525
勝山市役所	総務課	勝山市元町 1 丁目 1-1	0779-88-1111

1 総則

警察署

機 関 名	所 在	電話番号
福井県警察本部	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-22-2880
福井警察署	福井市開発 5 丁目 103-1	0776-52-0110
福井警察署 永平寺分庁舎	永平寺町松岡吉野塚 14-42-1	0776-52-0110
福井警察署 御陵駐在所	永平寺町松岡兼定島 36-34-1	0776-52-0110
福井警察署 永平寺駐在所	永平寺町諏訪間 46-10-1	0776-52-0110
福井警察署 上志比駐在所	永平寺町山王 24-27-1	0776-52-0110

消防署

機 関 名	所 在	電話番号
永平寺町消防本部消防署	永平寺町東古市 10-5	0776-63-0119

自衛隊

機 関 名	連絡窓口	所 在	電話番号
自衛隊 福井地方協力本部	総務課	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-23-1910
陸上自衛隊 第 14 普通科連隊	第 3 科	金沢市野田町 1-8	076-241-2171
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	防衛部	舞鶴市余部下 1190	0773-62-2250
航空自衛隊 第 6 航空団	防衛班	小松市向本折町戊 267	0761-22-2101

郵便局

機 関 名	所 在	電話番号
松岡郵便局	永平寺町松岡春日 1 丁目 2	0776-61-1180
五領ヶ島郵便局	永平寺町松岡兼定島 25-20	0776-61-2952
志比郵便局	永平寺町谷口 10-34-3	0776-63-2042
永平寺郵便局	永平寺町志比 5-5	0776-63-2952
浄法寺郵便局	永平寺町上浄法寺 16-17-1	0776-63-2951
山王郵便局	永平寺町山王 23-3	0776-64-2042

報道機関

機 関 名	連絡窓口	所 在	電話番号
日本放送協会 福井放送局	庶務部	福井市宝永 3 丁目 3-5	0776-28-8850
福井ケーブルテレビ(株)	総務部	福井市豊島 1-6-1 三谷ビル	0776-20-3377
福井放送(株)	総務部	福井市大和田 2 丁目 510	0776-57-1000
福井テレビジョン放送(株)	総務部	福井市問屋町 3 丁目 410	0776-21-2233
福井エフエム放送(株)		福井市御幸 1 丁目 1-1	0776-21-2100
(株)福井新聞社	総務課	福井市大和田 2 丁目 801	0776-57-5111
県民福井	総務課	福井市大手 3 丁目 1-8	0776-28-8611

公共機関

機 関 名	所 在	電話番号
永平寺町社会福祉協議会	永平寺町石上 27-41	0776-64-3000
日本赤十字社 福井県支部	福井市月見 2 丁目 4-1	0776-36-3640
(一社)福井県医師会	福井市大願寺 3 丁目 4-10	0776-24-0387
北陸電力(株) 福井支店	福井市日之出 1 丁目 4-1	0776-29-6980
(一社)福井県 LP ガス協会	福井市下江守町 26-35-4	0776-34-3930
日本通運(株) 福井支店	福井市重立町 22-1	0776-52-8180
中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター)	福井市稲津町 16-7	0776-41-3420
西日本電信電話(株) 福井営業所	福井市日之出 2 丁目 12-5	0776-20-9510
えちぜん鉄道(株)	福井市松本上町 15-3-1	0776-52-8888
えちぜん鉄道(株) 松岡駅	永平寺町松岡神明 1 丁目 98-1	0776-61-0091
〃 観音町駅	永平寺町松岡芝原 3 丁目 8	0776-61-0049
〃 永平寺口駅	永平寺町東古市 9-85-2	0776-63-1060
〃 山王駅	永平寺町山王 21-15-3	0776-64-3555
福井県農業協同組合永平寺支店	永平寺町諏訪間 47-27-1	0776-63-2660
福井森林組合永平寺支所	永平寺町諏訪間 2-1	0776-63-3051

1 総則

機 関 名	所 在	電話番号
永平寺町商工会	永平寺町松岡春日 1 丁目 15	0776-61-0456
京福バス（株）福井営業所	福井市日之出 5 丁目 3-30	0776-54-5171

町内防災関係施設（防災重要建築物）

施設名	所在地	電話番号	ファックス	備考
永平寺町役場 本庁舎	松岡春日 1 丁目 4	0776-61-1111	0776-61-2434	防災中心拠点
松岡福祉総合センター （翠荘）	松岡吉野堺 15-44	0776-61-0111	0776-61-1797	福祉避難拠点 救護施設
松岡公民館	松岡明神 1 丁目 129	0776-61-7222	0776-61-2009	広域避難拠点
松岡中学校	松岡吉野堺 61-10-1	0776-61-0048	0776-61-3647	広域避難拠点
松岡中学校武道場	松岡吉野堺 61-10-1	0776-61-0048	0776-61-3647	広域避難拠点
松岡小学校	松岡神明 3 丁目 132	0776-61-0069	0776-61-0069	広域避難拠点 炊き出し施設
吉野小学校	松岡吉野 26-3	0776-61-0228	0776-61-0730	広域避難拠点 炊き出し施設
御陵幼稚園	松岡兼定島 38-6	0776-61-2001	0776-61-2001	福祉避難拠点
御陵小学校	松岡兼定島 39-15	0776-61-2004	0776-61-2074	広域避難拠点 炊き出し施設
松岡 B&G 海洋センター	松岡湯谷 53-8-1	0776-61-3485	0776-61-3485	救援物資集積所 ボランティア拠点
松岡総合運動公園	松岡湯谷 33	0776-61-3485	0776-61-3485	災害対策用ヘリポ ート
松岡多目的集会センター 「ざおう荘」	松岡吉野 25-18	0776-61-6900	0776-61-6901	広域避難拠点
ふるさと学習館	松岡松ヶ原 4 丁目 803	0776-61-6677	0776-61-6677	広域避難拠点 炊き出し施設
松岡河川公園	松岡上合月	0776-61-4010	0776-61-4010	災害対策用ヘリポ ート
永平寺町役場 永平寺支所	東古市 10-5	0776-63-3111	0776-63-1010	防災中心拠点（代替 施設）
永平寺生活改善センター	吉波 6-103-3	0776-63-2529	0776-63-2529	広域避難拠点
志比北小学校	岩野 2-1	0776-63-2504	0776-63-2504	広域避難拠点 炊き出し施設
志比北幼稚園	吉波 23-8-1	0776-63-2593	0776-63-2593	福祉避難拠点
永平寺中学校	東古市 22-46	0776-63-2075	0776-63-2097	広域避難拠点
上志比文化会館 サンサンホール	石上 29-67-1	0776-64-3170	0776-64-3270	広域避難拠点

施設名	所在地	電話番号	ファックス	備考
志比小学校	谷口 1-70	0776-63-2009	0776-63-2009	広域避難拠点 炊き出し施設
永平寺老人福祉センター (永寿苑)	飯島 6-34	0776-63-3868	0776-63-3869	福祉避難拠点 救護施設
志比南小学校	市野々 1-11	0776-63-2040	0776-63-2040	広域避難拠点 炊き出し施設
志比南幼稚園	市野々 2-19-1	0776-63-2298	0776-63-2298	福祉避難拠点
永平寺緑の村運動公園	山 9-4-1	0776-63-2855	0776-63-2855	災害対策用ヘリポート
永平寺緑の村 ふれあいセンター	山 10-1	0776-63-4222	0776-63-4233	広域避難拠点 救援物資集積所 ボランティア拠点
永平寺河川公園	谷口			災害対策用ヘリポート
永平寺町役場 上志比支所	栗住波 1-1	0776-64-2211	0776-64-3099	防災中心拠点(代替施設)
上志比小学校	栗住波 26-15	0776-64-2029	0776-64-2214	広域避難拠点
上志比中学校	栗住波 16-47	0776-64-2040	0776-64-2040	広域避難拠点
上志比中学校グラウンド	栗住波 16-47	0776-64-2040	0776-64-2040	災害対策用ヘリポート
やすらぎの郷	石上 27-27	0776-64-3000	0776-64-3103	福祉避難拠点 救援物資集積所 ボランティア拠点
上志比給食センター	栗住波 25-10	0776-64-3050	0776-64-3050	炊き出し施設
中島河川公園	中島			災害対策用ヘリポート
福井県立大学 交流センター	松岡兼定島 4-1-1	0776-61-6000		広域避難拠点
福井県立大学 体育館	松岡兼定島 4-1-1	0776-61-6000		広域避難拠点
松岡庭球場	松岡石舟 1-23	0776-61-2145		部外応援活動拠点
上志比グラウンド	石上 28-55			応急仮設住宅建設場所
上志比地域振興センター	山王 24-9	0776-64-2244	0776-64-2244	広域避難拠点

1 総則

1－3 気候と地震

1－3－1 気温・降水量

表 月平均気温・月降水量合計

※福井地方気象台平年値 [平成 3 年～令和 2 年 (1991～2020 年)]

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
気温(℃)	3.2	3.7	7.2	12.8	18.1	22.0	26.1	27.4	23.1	17.1	11.3	5.9
降水量 (mm)	284.9	167.7	160.7	137.2	139.1	152.8	239.8	150.7	212.9	153.8	196.1	304.0

表 気温・降水量の推移 ※福井地方気象台 [平成 24 年～令和 4 年 (2012～2022 年)]

	気温(℃)			降水量(mm)	
	平均	最高	最低	年間	日最大
平成 24 年 (2012 年)	14.6	36.6	-5.1	2492.5	133.5
平成 25 年 (2013 年)	14.9	36.7	-4.7	2725.5	137.5
平成 26 年 (2014 年)	14.6	37.5	-4.0	2463.5	78.0
平成 27 年 (2015 年)	15.2	36.6	-2.8	2299.5	69.0
平成 28 年 (2016 年)	15.6	36.2	-5.2	2027.0	66.0
平成 29 年 (2017 年)	14.6	36.9	-2.5	2506.5	109.5
平成 30 年 (2018 年)	15.3	37.7	-5.1	2632.0	106.5
令和元年 (2019 年)	15.6	37.3	-2.0	1851.5	78.0
令和 2 年 (2020 年)	15.6	37.7	-2.9	2531.5	103.5
令和 3 年 (2021 年)	15.4	35.8	-3.2	2858.0	107.0
令和 4 年 (2022 年)	15.4	38.3	-3.1	2467.0	152.5

表 降雪・積雪の推移 ※福井地方気象台 [平成 24 年～令和 4 年 (2012～2022 年)]

	降雪・積雪 (cm)		
	※前年 8 月 1 日～当年 7 月 31 日		
	最深積雪	起日	降雪量合計
平成 24 年 (2012 年)	61	2 月 4 日	237
平成 25 年 (2013 年)	30	1 月 28 日	208
平成 26 年 (2014 年)	17	1 月 11 日	117
平成 27 年 (2015 年)	56	1 月 2 日	244
平成 28 年 (2016 年)	47	1 月 26 日	132
平成 29 年 (2017 年)	28	2 月 11 日	130
平成 30 年 (2018 年)	147	2 月 7 日	383
令和元年 (2019 年)	14	1 月 27 日	45
令和 2 年 (2020 年)	4	2 月 18 日	7
令和 3 年 (2021 年)	107	1 月 9 日	236
令和 4 年 (2022 年)	33	12 月 27 日	248

1-3-2 永平寺町周辺（半径 70km 圏）の被害地震一覧

西 暦	日 本 歴	震 央	M	地 域 ・ 被 害
年 月 日	年 月 日	東 経 北 緯		
1325.12. 5	正中 2.10.21	136.1° 35.6°	6.5	荒地、中山（現愛発、山中？：琵琶湖と敦賀の中間）崩る。竹生島の一部崩れて湖中に没す。若狭国敦賀郡気比神宮倒潰す。
1586. 1.18	天正 13.11.29	136.9° 36.0°	7.8	飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ、帰雲山城埋没し、城主内ヶ島氏理以下多数（300 余人という）圧死。山崩れのため白川が堰きとめられ 20 日間水が流れなかった。白川谷全体で倒家埋没 300 余戸。明方村の水沢上で池にりあり。越中木船城（高岡市の南西）損。 震央は白川断層上と考えておく。M は決めにくい。確実に震度が VI 以上の地域の半径 ≒ 100km とすると M ≒ 7.7 となる。
1640.11.23	寛永 17.10.10	136.2° 36.3°	6.25 ～ 6.75	家屋の損潰多く、人畜の死傷も多かった。金沢では掘溝の水を道にゆり上げた。
1725. 6.17	享保 10. 5. 7	136.4° 36.4°	6	城の石垣・蔵等、少々破損。1 日に地震 69 回、金沢で同日 4 ～ 5 回の地震あり。
1799. 6.29	寛政 11. 5.26	136.6° 36.6°	6.0	金沢で被害最大。上下動が激しかったらしく、屋根石が 1 尺（30cm）とび上がったたり、石灯籠の竿石が 6 尺（1.8m）とび上がったたり、田の水が板のようになって 3 ～ 4 尺（約 1 m）上がったなどという記事が見える。
1815. 3. 1	文化 12. 1.21	136.5° 36.4°	6	小松城破損という。白鳥町（岐阜県）の悲願寺で香炉落る。金沢で強く、大聖寺・飛騨・糸魚川・因幡・近江蒲生郡・伊勢・松阪・京都・豊岡・苗木で有感。詳細不明。
1833. 5.27	天保 4. 4. 9	136.6° 35.5°	6.25	大垣北方の村々で山崩れ、大垣領で山崩れ 89 カ所、半潰家 30 軒、死 11、傷 22。余震多く 8 月まで続く。震源は根尾谷断層の近く。
1855. 3.18	安政 2. 2. 1	136.9° 36.25°	6.75	白川郷野谷村の浄蓮寺本堂庫裡よほど損じ、民家に破損あり。保木脇村で民家 2 軒山抜けのため潰れ死 12、金沢城内で石垣・塀崩れ、土蔵少損、城端で石垣崩れ 7 カ所。余震は月末まで続いた。
1891.10.28	明治 24.10.28	136.6° 35.6°	8.0	仙台以北を除き日本中で有感。激震地域は根尾川・揖斐川上流地方。わが国の内陸地震では最大のもの。 福井県では大野郡・今立郡・足羽郡の被害が大きく、足羽郡木田村の下馬は戸数 93 のうち潰 77、他は大破、その他の集落でも倒潰率 60% 以上のところがあった。 山崩れにより川を堰きとめ池をつくったところもあった（福井県大野郡土荘（上庄か）村の真名川）
1899. 3.31	明治 32. 3.31	136.6° 35.6°	5.5	きわめて局所的な地震、中根尾村で山崩れ・落石、家屋・土蔵の亀裂などがあった。余震十数回あり。

※新編日本被害地震総覧（増補改訂版） 平成 1996 年東京大学出版会

1 総則

西 暦	日 本 歴	震 央	M	地 域 ・ 被 害
年 月 日	年 月 日	東 経 北 緯		
1900. 3. 22	明 治 33. 3. 22	136. 2° 35. 8°	5. 8	局所的な地震で日野川沿岸で被害大。県全体で家屋全潰 2、半潰 10、破損 488、土蔵全潰 1、破損 24、石垣および障壁の破損 98、鳥居・石灯籠・墓石の転倒 32、山崩れ 1、堤防破損・亀裂 41 の被害が生じた。最も強かったのは鯖江で、傷 6、家屋・土蔵の倒潰・破損などがあり、丹生郡吉川村では家屋の半潰・土蔵の破損などがあった。その他、石垣・堤防・道路の損壊のあったところは低湿地で、吉江・下野田・真栗・高森（現武生市）等の村々で多かった。
1900. 5. 31	明 治 33. 5. 31	136. 6° 35. 7°	5. 3	中根尾村でところどころ山崩れ。
1930. 10. 17	昭 和 5. 10. 17	136. 28° 36. 3°	6. 3	大聖寺・吉崎・小松付近で煙突の破損、落壁、石灯籠・墓石の転倒あり。付近で砂丘による崖崩れ・亀裂あり。とくに佐美山の崖崩れは大きく長さ 150m にわたった。小松町などで噴水。吉崎や橋立の漁夫は海震を感じた。片山津で死 1。
1948. 6. 28	昭 和 23. 6. 28	136. 2° 36. 17°	7. 1	規模の割合に被害が大きく、福井平野では全壊率が 100% に達する集落も多かった。この地震を機として気象庁震度階級に震度Ⅶ（激震：家屋の倒壊 30% 以上、加速度 400 ガル以上）が生まれた。 福井平野の中央の沖積地は被害が大きく、丸岡・森田等の町は文字どおり全壊した。震動の激しかったのは 30～40 秒くらいで、家屋は 5～15 秒くらいの間に倒壊した。とくに福井市で戦災を受けた焼けビルの大和百貨店（鉄筋コンクリート造）が破壊したのは有名、震後、各都市で大火災を生じた。このほかにも数件の小火災があり、焼失戸数の総計は 3,960 に達した。また、この地震で地割れが無数に生じたが、福井市東南部の和田出作町で田の草取り中の女性が地割れに挟まれて死んだ。これは日本では珍しい確かな実例である。また、福井付近で 3 本の列車が脱線転覆した。そのほか鉄路や路盤の波状起伏や蛇行がところどころに生じた。北陸線の九頭龍鉄橋のほか 13 のおもな橋（九頭龍川・足羽川・日野川・竹田川にかかるもの）が墜落した。
1952. 3. 7	昭 和 27. 3. 7	136. 2° 36. 48°	6. 5	片山津・大聖寺・金津付近で震度Ⅴ。北潟・塩屋村などで被害が大きく壁の剥落・山崩れ・道路の亀裂などがところどころに見られた。金津町では用水池の堤防が壊れ、田 4 町歩（4 ha）を埋没し、北陸本線は細呂木の北で最大約 90cm 床が沈んだ。 福井県でも民家埋没 1、傾斜 60、その他道路・宅地に被害があった。
1961. 8. 19	昭 和 36. 8. 19	136° 46′ 36″ 01′	7. 0	震源地は石徹白付近で、福井県の勝原－石徹白間で山崩れ・道路破損が多く道が寸断された。中洞部落で墓石の転倒 100%、その上わらぶき家屋全部の柱が約 3cm 動いた。
1963. 3. 27	昭 和 38. 3. 27	135° 46′ 35″ 47′	6. 9	敦賀湾・若狭湾沿岸沿いの約 50km にわたって小被害。住家全壊 2（美浜町）、半壊 4、非住家全壊 3、半壊 2、山崩れ 1、土砂崩れ 3、その他道路の亀裂、墓石の転倒などの小被害があった。
1972. 8. 31	昭 和 47. 8. 31	136° 46′ 35″ 53′	6. 0	落石あり。高鷲町で停電。

2 災害予防関係

2-1 災害に強い町づくりの推進

2-1-1 防災階層の設定と防災ブロックの設定

(1) 防災階層の設定

基礎単位としての自治会から町全域を階層的に設定し、その設定した階層ごとに防災拠点や避難所を指定する。以下のように防災階層を設定し、災害時における安全性の向上を図る。

＜防災階層＞

防災階層	適用	箇所数
基本単位	自治会	89
防災ブロック	小学校区が基準 (松岡小を分割)	8
防災地域	旧町村	3
町	町全域	1

防災階層の各階層の役割は、以下の様に考える。

○防災の基本単位（自治会の区域）

- ・災害時において、安全な一時避難場所、避難所の設置及び運営
- ・災害時において、避難誘導や救助活動等を担う自主防災組織の結成及び運営並びに訓練の実施
- ・災害時における救助や消火活動に必要な防災資機材の整備

○防災ブロック

- ・災害時において、安全な避難所の設置及び運営
- ・要援護者の福祉避難所又は福祉避難室の設置及び運営
- ・災害時の給水拠点の設置
- ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備の整備
- ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄
- ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
- ・自主防災組織連絡協議会の設立及び運営（自主防災組織の連携）
- ・防災訓練の実施

○防災地域（旧町村の区域）

- ・災害時における地域医療拠点の設置
- ・災害時の生活に必要な地域物資集積拠点の設置
- ・災害時における地域ボランティア拠点の設置

○町（全域）

2 災害予防計画

- ・災害対策本部の設置
- ・医療救護拠点の設置
- ・災害ボランティアセンターの設置
- ・町の防災体制の整備
- ・防災訓練等の実施

(2) 防災ブロックの設定

防災ブロックは、7つの小学校区を基本としながら、地域の人口分布や自治会の連携などを考慮して以下の8防災ブロックを設定する。

＜防災ブロック＞

防災ブロック	該 当 地 区	人口(世帯数)
松岡東	志比堺、薬師、神明、葵、春日、清水	3,475 (1,336)
松岡西	芝原、木ノ下、松原団地、松ヶ原、観音	3,140 (1,145)
松岡吉野・坂上	吉野堺、吉野、小畑、宮重、西野中、湯谷、上吉野、石舟、松ヶ丘、越坂	1,430 (522)
松岡御陵	上合月、下合月、末政、渡新田、兼定島、領家、樋爪、平成、御公領、県大宿舎、学園	2,061 (878)
永平寺北	鳴鹿、山鹿、上浄法寺、殿村、下浄法寺、岩野、吉波、栃原	1,169 (407)
永平寺中	法寺岡、東古市、高橋、下谷口、上谷口、花谷、光明寺、飯島、轟、山	2,389 (853)
永平寺南	志比、荒谷、市野々、京善、寺本、けやき台、諏訪間、東諏訪間、諏訪間団地	1,494 (542)
上志比	吉峰、藤巻、市荒川、中島、竹原、石上、栗住波、清水、大野島、市右エ門島、山王、せせらぎ、大月、牧福島、浅見、野中、北島	2,760 (929)

(住民基本台帳、令和5年10月1日)

2-1-2 指定避難施設一覧

(1) 広域避難所（指定避難所）

番号	施設名	住所	防災 ブロック	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所との 重複	想定収容 人数 (2 m ² /人)	構造
1	松岡公民館	松岡神明 1 丁目 129	松岡東	0776-61-7222	有	400	RC
2	松岡中学校	松岡吉野 61-10-1	松岡東 松岡西 松岡吉野 ・坂上	0776-61-0048	有	800	RC
3	松岡中学校 武道場	松岡吉野 61-10-1	松岡東 松岡西 松岡吉野 ・坂上	0776-61-0048	有	150	RC
4	松岡小学校	松岡神明 3 丁目 132	松岡東 松岡西	0776-61-0069	有	650	RC
5	ふるさと学習 館	松岡松ヶ原 4 丁目 803	松岡西	0776-61-6677	有	150	RC
6	吉野小学校	松岡吉野 26- 3	松岡吉野 ・坂上	0776-61-0228	有	150	RC
7	松岡多目的集 会 センター (ざおう荘)	松岡吉野 25- 18	松岡吉野 ・坂上	0776-61-6900	有	150	RC
8	御陵小学校	松岡兼定島 39-15	松岡御陵	0776-61-2004	有	570	RC
9	福井県立大学 交流センター	松岡兼定島 4-1-1	松岡御陵	0776-61-6000	有	840	RC
10	福井県立大学 体育館	松岡兼定島 4-1-1	松岡御陵	0776-61-6000	有	740	RC
11	永平寺生活改 善センター	吉波 6-103-3	永平寺北	0776-63-2529	有	120	木造
12	志比北小学校	岩野 2-1	永平寺北	0776-63-2504	有	150	RC
13	永平寺中学校	東古市 22-46	永平寺中	0776-63-2075	有	650	RC
14	永平寺緑の村 ふれあいセン ター	山 10-1	永平寺中 永平寺南	0776-63-4222	有	1,000	RC

2 災害予防計画

番号	施設名	住所	防災 ブロック	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所との 重複	想定収容 人数 (2 m ² /人)	構造
15	志比小学校	谷口 1-70	永平寺中	0776-63-2009	有	280	RC
16	志比南小学校	市野々 1-11	永平寺南	0776-63-2040	有	160	RC
17	上志比小学校	栗往波 26-15	上志比	0776-64-2029	有	680	RC
18	上志比中学校	栗往波 16-47	上志比	0776-64-2040	有	510	RC
19	上志比文化会館サンサンホール	石上 29-67-1	上志比	0776-64-3170	有	560	RC
	松岡農業構造改善センター	松岡 兼定 島 36-34	松岡	0776-61-3151	有	100	S 造
	永平寺開発センター	東古市 10-5	永平寺	0776-63-3111	有	360	RC
	上志比地域振興センター	山王 24-9	上志比	0776-64-2244	有	210	RC

(2) 福祉避難所（指定避難所）

番号	施設名	住所	防災 ブロック	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容 人数 (2 m ² /人)	構造
1	松岡福祉総合センター (翠荘)	松岡吉野堺 15-44	松岡東 松岡西 松岡吉野・ 坂上	0776-61-0111	有	700	RC
2	御陵幼稚園	松岡兼定島 38-6	松岡御陵	0776-61-2001	無	280	S
3	志比北幼稚園	吉波 23-8-1	永平寺北	0776-63-2593	無	120	RC
4	永平寺老人 福祉センター(永寿 苑)	飯島 6-34	永平寺中	0776-63-3868	無	250	RC
5	志比南幼稚園	市野々2- 19-1	永平寺南	0776-63-2298	無	130	RC
6	やすらぎの 郷	石上 27-27	上志比	0776-64-3000	無	300	RC

(3) 福祉避難所（協定による福祉避難所の指定）

番号	施設名	住所	防災 ブロック	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容 人数	構造
1	はあもにい 永平寺	松岡吉野堺 18-5-1	松岡吉野・ 坂上	0776-61-0258	なし	5	木造

※当施設の援護対象となる者は、事前に個別避難計画を作成し受入指定された要配慮者

2 災害予防計画

(4) 一時避難所 (一時避難場所)

番号	施設名	住所	防災 ブロック	想定 収容 人数 (2 m ² /人)	構造
1	町立図書館	松岡神明 3 丁目 89-1	松岡東	150	RC
2	志比堺ふれあい会館	松岡志比堺 11-82	松岡東	80	木造
3	薬師ふれあい会館	松岡薬師 1 丁目 119	松岡東	50	木造
4	松岡薬師 3 丁目区民 会館	松岡薬師 3 丁目 35	松岡東	40	木造
5	松岡東幼稚園	松岡薬師 1 丁目 1-63	松岡東	140	RC
6	天龍寺	松岡春日 1 丁目 64	松岡東	40	木造
7	皆令寺	松岡春日 1 丁目 73	松岡東	40	木造
8	春日 2 丁目自治会館	松岡春日 2 丁目 56-2	松岡東	40	木造
9	春日 3 丁目ふれあい 会館	松岡春日 3 丁目 15-1	松岡東	40	木造
10	松岡葵 1 丁目会館	松岡葵 2 丁目 1-9	松岡東	40	木造
11	葵 2 丁目会館	松岡葵 2 丁目 59	松岡東	60	木造
12	葵 3 丁目会館	松岡葵 3 丁目 60-1	松岡東	50	木造
13	芝原 1 丁目区民会館	松岡芝原 1 丁目 44	松岡西	40	木造
14	芝原 2 丁目区民会館	松岡芝原 2 丁目 22	松岡西	40	木造
15	攝取寺	松岡芝原 2 丁目 22	松岡西	40	木造
16	芝原 3 丁目区民会館	松岡芝原 3 丁目 107	松岡西	40	木造
17	松原集会所	松岡松ヶ原 3 丁目 105	松岡西	30	木造
18	松ヶ丘区集会場	松岡吉野堺 10-106-7	松岡吉野 ・坂上	30	木造
19	越坂団地集会場	松岡越坂 1 丁目 1-70	松岡吉野 ・坂上	40	RC
20	越坂 2 ふれあい会館	松岡越坂 2 丁目 1-66	松岡吉野 ・坂上	30	木造
21	吉野堺生活改善セン ター	松岡吉野堺 47-12	松岡吉野 ・坂上	40	木造
22	松岡デイサービスセ ンター	松岡吉野堺 15-47	松岡吉野 ・坂上	170	RC

番号	施設名	住所	防災 ブロック	想定 収容 人数 (2 m ² /人)	構造
23	なかよし幼稚園	松岡吉野塚 15-37	松岡吉野 ・坂上	250	木造
24	トヨタモビリティパ ーツ㈱ 支社 (社屋 2 階)	松岡吉野塚 34-11	松岡吉野 ・坂上	105	S 造
25	松岡吉野集落センタ ー	松岡吉野 10-14-1	松岡吉野 ・坂上	50	木造
26	小畑集落生活改善セ ンター	松岡小畑 18-13	松岡吉野 ・坂上	40	木造
27	宮重ふれあい会館	松岡宮重 6-9	松岡吉野 ・坂上	40	木造
28	西野中集落センター	松岡西野中 28-18	松岡吉野 ・坂上	40	木造
29	吉野幼稚園	松岡吉野 26-21	松岡吉野 ・坂上	100	RC
30	なかよし幼稚園分園 よしの園	松岡吉野 26-21	松岡吉野 ・坂上	50	木造
31	松岡上吉野集落生活 改善センター	松岡上吉野 63-6	松岡吉野 ・坂上	50	木造
32	松岡 B&G 海洋センタ ー	松岡湯谷 53-8-1	松岡吉野 ・坂上	300	RC
33	吉野ホテルの里ファ ーム	松岡湯谷 11-78	松岡吉野 ・坂上		木造
34	松岡上合月生活改善 センター	松岡上合月 7-21	松岡御陵	40	木造
35	桃山建設㈱ (事務所 2 階)	松岡上合月 6-120-4	松岡御陵	40	S 造
36	下合月集落生活改善 センター	松岡下合月 19-7	松岡御陵	40	木造
37	日本商運㈱物流セン ター2 階	松岡下合月 12-3	松岡御陵	1,650	S 造
38	日本商運㈱駐車場	松岡下合月 12-3	松岡御陵		
39	末政農村開発センタ ー	松岡末政 22-1	松岡御陵	40	木造
40	松岡渡新田生活改善 センター	松岡渡新田 12-1	松岡御陵	30	鉄骨
41	兼定島生活改善セン ター	松岡兼定島 24-15	松岡御陵	40	木造
42	カワイローラ (事務 所 2 階)	松岡領家 11-52	松岡御陵	100	S 造
43	カワイローラ㈱駐車 場	松岡領家 11-52	松岡御陵		
44	樋爪集会所	松岡樋爪 1-25	松岡御陵	30	木造

2 災害予防計画

番号	施設名	住所	防災 ブロック	想定 収容 人数 (2 m ² /人)	構造
45	平成区集会場	松岡平成 181	松岡御陵	30	木造
46	学園ふれあい会館	松岡学園 515	松岡御陵	30	木造
47	下浄法寺ふれあい会館	下浄法寺 14-23	永平寺北	40	木造
48	殿村ふれあい会館	下浄法寺 23-109	永平寺北	50	木造
49	谷ふれあい会館	上浄法寺 10-111	永平寺北	50	木造
50	吉波集落生活改善センター	吉波 17-113	永平寺北	30	木造
51	栃原生活改善センター	栃原 21-4	永平寺北	60	RC
52	鳴鹿集落生活改善センター	鳴鹿山鹿 13-14-1	永平寺北	50	木造
53	山鹿ふれあい会館	鳴鹿山鹿 25-10	永平寺北	30	木造
54	栃原区前道場	栃原 15	永平寺北	30	木造
55	栃原区西道場	栃原 12	永平寺北	30	木造
56	志比幼稚園	谷口 1-14	永平寺中	200	RC
57	法寺岡集落生活改善センター	法寺岡 11-35	永平寺中	40	木造
58	九頭竜川流域防災センター	法寺岡 5-26-1	永平寺中	160	RC
59	高橋集落生活改善センター	高橋 10-28	永平寺中	30	木造
60	花谷集落生活改善センター	花谷 10-21	永平寺中	40	木造
61	光明寺集落生活改善センター	光明寺 17-7	永平寺中	50	木造
62	飯島集落生活改善センター	飯島 15-42	永平寺中	40	木造
63	轟ふれあい会館	轟 17-82	永平寺中	70	木造
64	東古市ふれあい会館	東古市 22-39	永平寺中	70	木造
65	谷口コミュニティセンター	谷口 12-13	永平寺中	50	木造
66	山諏集落生活改善センター	諏訪間 4-2	永平寺南 永平寺中	30	木造

番号	施設名	住所	防災 ブロック	想定 収容 人数 (2 m ² /人)	構造
67	福井県農業協同組合 永平寺支所駐車場	諏訪間 47-27-1	永平寺南		
68	諏訪間ふれあい会館	諏訪間 21-7-1	永平寺南	70	木造
69	永平寺（吉祥閣）	志比 5-15	永平寺南	500	木・S
70	志比公民館	志比 6-10-1	永平寺南	40	木造
71	荒谷ふれあい会館	荒谷 36-4	永平寺南	30	木造
72	市野々集落生活改善 センター	市野々 16-1	永平寺南	30	木造
73	京善多目的集会セン ター	京善 11-26-1	永平寺南	70	木造
74	寺本集落生活改善セ ンター	寺本 13-13-1	永平寺南	30	木造
75	永平寺町健康福祉ス ポーツ施設（ニンキ ー体育館）	清水 5-25	上志比		
76	清水交流センター	清水 8-21	上志比	50	RC
77	吉峰集落センター	吉峰 21-1	上志比	30	木造
78	藤巻区生活改善セン ター	藤巻 41-3-1	上志比	40	木造
79	市荒川集落生活改善 センター	市荒川 4-4	上志比	40	木造
80	中島生活改善センタ ー	中島 8-22	上志比	50	木造
81	竹原集落センター	竹原 13-24-1	上志比	50	木造
82	石上集落センター	石上 20-35-4	上志比	50	木造
83	上志比幼稚園	石上 26-26	上志比	150	RC
84	栗住波集落センター	栗住波 23-20	上志比	50	木造
85	せせらぎのまちふれ あい会館	栗住波 20-56-24	上志比	40	木造
86	大野島集落センター	大野島 9-1	上志比	40	木造
87	市右エ門島集落セン ター	山王 8-34	上志比	40	木造
88	上志比農業構造改善 センター	山王 20-5-2	上志比	80	鉄骨

2 災害予防計画

番号	施設名	住所	防災 ブロック	想定 収容 人数 (2 m ² /人)	構造
89	大月集落センター	大月 18-3	上志比	50	木造
90	牧福島集落生活改善センター	牧福島 22-31	上志比	50	木造
91	浅見集落生活改善センター	浅見 26-40	上志比	50	木造
92	野中集落生活改善センター	野中 12-51-2	上志比	40	木造

※災害時の避難施設及び避難経路については、あらかじめ各地区および各家庭等で統一した避難行動ができるように話し合ってください。

※上記の避難施設は、災害の種類、災害の程度、被害状況等により使用不可能となる場合があります。

(5) 避難情報（高齢者等避難）発令時の開設避難所

番号	施設名	該 当 地 区	防災 ブロック
1	松岡公民館	志比塚・薬師 1～3・神明 1～3・葵 1～3・ 春日 1～3・清水	松岡東
2	ふるさと学習 館	芝原・松原団地・木ノ下・松ヶ原 1～4・観音 1～3	松岡西
3	松岡多目的集 会センター (ごおう荘)	石舟・松ヶ丘 1・越坂 1～2・吉野塚・吉野・小畑・ 宮重・西野中・湯谷・上吉野	松岡吉 野・ 坂上
4	松岡農業構造 改善センター (御陵公民 館)	上合月・下合月・末政・渡新田・兼定島・領家・樋 爪・平成・御公領・学園・県大宿舎	松岡御陵
5	永平寺生活改 善センター	鳴鹿・山鹿・下浄法寺・殿村・上浄法寺・岩野・吉 波・栃原	永平寺北
6	永平寺開発セ ンター	山・法寺岡・東古市・高橋・下谷口・上谷口・ 花谷・光明寺・飯島・轟	永平寺中
7	志比南幼稚園	志比・荒谷・市野々・京善・寺本・けやき台・ 諏訪間・東諏訪間・諏訪間団地	永平寺南
8	上志比地域振 興センター	吉峰・藤巻・市荒川・中島・竹原・石上・栗住波・ せせらぎ・清水・大野島・市右エ門島・山王・大月・ 牧福島・浅見・野中・北島	上志比

2 災害予防計画

2-1-3 指定緊急避難場所一覧

災害種別ごと適否の凡例「○」：適 「●」：不適 「－」：対象外施設

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定 収容 人数 (2 m ² /人)
				洪水	土崖崩れ、 石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫		
1	松岡公民館	松岡明神 1丁目129	0776-61-7222	○	○	－	－	○	有	400
2	松岡中学校	松岡吉野堺 61-10-1	0776-61-0048	○	●	－	－	○	有	800
3	松岡中学校武道場	松岡吉野堺 61-10-1	0776-61-0048	○	●	－	－	○	有	150
4	松岡小学校	松岡神明 3丁目132	0776-61-0069	○	●	－	－	○	有	650
5	ふるさと学習館	松岡松ヶ原 4丁目803	0776-61-6677	●	－	－	－	○	有	150
6	吉野小学校	松岡吉野 26-3	0776-61-0228	●	●	－	－	○	有	150
7	松岡多目的集会センター(ざおう荘)	松岡吉野 25-18	0776-61-6900	○	●	－	－	○	有	150
8	御陵小学校	松岡兼定島 39-15	0776-61-2004	●	○	－	－	○	有	570
9	福井県立大学交流センター	松岡兼定島 4-1-1	0776-61-6000	●	－	－	－	○	有	840
10	福井県立大学体育館	松岡兼定島 4-1-1	0776-61-6000	●	－	－	－	○	有	740
11	永平寺生活改善センター	吉波 6-103-3	0776-63-2529	○	○	－	－	○	有	120
12	志比北小学校	岩野 2-1	0776-63-2504	○	○	－	－	○	有	150
13	永平寺中学校	東古市 22-46	0776-63-2075	●	○	－	－	○	有	650
14	永平寺緑の村ふれあいセンター	山 10-1	0776-63-4222	○	●	－	－	○	有	1,000
15	志比小学校	谷口 1-70	0776-63-2009	●	○	－	－	○	有	280
16	志比南小学校	市野々 1-11	0776-63-2040	－	●	－	－	○	有	160
17	上志比小学校	栗往波 26-15	0776-64-2029	○	○	－	－	○	有	680
18	上志比中学校	栗往波 16-47	0776-64-2040	●	○	－	－	○	有	510
19	上志比文化会館 サンサンホール	石上 29-67-1	0776-64-3170	○	●	－	－	○	有	560
20	松岡農業構造改善センター	松岡兼定島 36-34	0776-61-3151	●	－	－	－	○	有	100
21	永平寺開発センター	東古市 10-5	0776-63-3111	○	－	－	－	○	有	360

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定収容人数 (2 m ² /人)
				洪水	土崖崩れ、 土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫		
22	上志比地域振興センター	山王 24-9	0776-64-2244	●	—	—	—	○	有	210
23	松岡小学校グラウンド	松岡神明 3丁目132	0776-61-0069	—	—	○	○	—	無	—
24	松岡中学校グラウンド	松岡吉野塚 61-10-1	0776-61-0048	—	—	○	○	—	無	—
25	吉野小学校グラウンド	松岡吉野 26-3	0776-61-0228	—	—	○	○	—	無	—
26	松岡総合運動公園 ※災害用ヘリポート	松岡湯谷 33-1-1	0776-61-3485	—	—	○	○	—	無	—
27	御陵小学校グラウンド	松岡兼定島 39-15	0776-61-2004	—	—	○	○	—	無	—
28	松岡河川公園 ※災害用ヘリポート	松岡上合月地先	0776-61-1942	—	—	○	○	—	無	—
29	志比北小学校グラウンド	岩野 2-1	0776-63-2504	—	—	○	○	—	無	—
30	永平寺河川公園 ※災害用ヘリポート	谷口地先	0776-61-2009	—	—	○	○	—	無	—
31	永平寺中学校グラウンド	東古市 22-46	0776-63-2075	—	—	○	○	—	無	—
32	志比小学校グラウンド	谷口 1-70	0776-63-2009	—	—	○	○	—	無	—
33	永平寺緑の村運動広場 ※災害用ヘリポート	山 9-4-1	0776-63-2855	—	—	○	○	—	無	—
34	志比南小学校グラウンド	市野々 1-11	0776-63-2040	—	—	○	○	—	無	—
35	上志比グラウンド	石上 28-55	0776-61-2009	—	—	○	○	—	無	—
36	上志比小学校グラウンド	栗往波 26-15	0776-64-2029	—	—	○	○	—	無	—
37	上志比中学校グラウンド	栗往波 16-47	0776-64-2040	—	—	○	○	—	無	—
38	中島河川公園 ※災害用ヘリポート	中島地先	0776-61-2009	—	—	○	○	—	無	—
39	福井県立大学グラウンド	松岡兼定島 4-1-1	0776-61-6000	—	—	○	○	—	無	—

2 災害予防計画

2-1-4 県防災行政無線施設の現況

	識 別 信 号	設 置 箇 所
衛星系	S C C 自治体福井県福井可搬地球 V 6 3	永平寺町松岡春日 1-4 (本庁)
地上系	防災えいへいじ	永平寺町松岡春日 1-4 (本庁)

2-1-5 町防災行政無線概要

	松岡地区	永平寺地区	上志比地区
種 別	同報系	同報系	同報系
設置年度	2015 年度設置完了 (2012 年度～2015 年度の 4 ヶ年計画)	2016 年度設置	2016 年度設置
製 品	沖電気工業製	沖電気工業製	沖電気工業製
周波数	65, 27MHz、59, 39MHz	65, 27MHz、59, 39MHz	65, 27MHz、59, 39MHz

2-1-6 町防災行政無線通信局

種 別		周波数	出力	設 置 場 所		設置数	呼出名称
同報親局	親局無線操作卓	65.27 MHz	10W	役場 (防災無線室)		1	
	操作端末			防災安全課		1	
	遠隔制御器			永平寺町消防本部		1	
同報子局		65.27 MHz		松岡地区	領家集落センター	1	松岡領家
					平成区集会場	1	松岡平成
					樋爪地区官地	1	松岡樋爪
					学園区公園	1	松岡学園
					兼定島集落生活改善センター	1	松岡兼定島
					松岡農業構造改善センター	1	農構センター
					渡新田生活改善センター	1	松岡渡新田
					末政区日吉神社	1	松岡末政
					下合月区日吉神社	1	松岡下合月
					上合月集落生活改善センター	1	松岡上合月
					ふるさと学習館	1	松岡松ヶ原
					松原集会所	1	松原団地
					葵 1 丁目地区官地	1	松岡葵 1
					室区公園	1	松岡芝原 3
					旧松岡西幼稚園	1	松岡葵 3
					柴神社前民地	1	松岡春日 3

種 別	周波数	出力	設 置 場 所	設置数	呼出名称
			松岡公民館	1	松岡神明 1
			松岡東幼稚園	1	松岡薬師 1
			薬師防災公園	1	松岡薬師 3
			志比堺ふれあい会館	1	松岡志比堺西
			松岡東消防施設	1	松岡志比堺東
			松岡中学校	1	松岡中学校
			吉野堺集落生活改善センター	1	松岡吉野堺
			越坂 2 丁目ふれあい会館	1	松岡越坂 2
			吉野集落生活改善センター	1	松岡吉野
	65. 27 MHz		小畑集落生活改善センター	1	松岡小畑
			宮重地区町有地	1	松岡宮重
			西野中集落生活改善センター	1	松岡西野中
			吉野ホテルの里ファーム	1	松岡湯谷
			上吉野配水ポンプ場	1	松岡上吉野
			上吉野集落センター	1	松岡上吉野 2
	59. 39 MHz		志比公民館	1	志比
			町営第 3 駐車場	1	第 3 駐車場
			市野々生活改善センター	1	市野々
			市野々切谷お御堂	1	市野々切谷
			京善多目的集会センター	1	京善
	65. 27 MHz		寺本集落生活改善センター	1	寺本
			けやき台公民館	1	けやき台
			永平寺町農業協同組合	1	農協
			諏訪間ふれあい会館	1	諏訪間
			山諏集落生活改善センター	1	山諏
			永平寺町四季の森複合施設	1	四季の森
			法寺岡生活改善センター	1	法寺岡
			東古市ふれあい会館	1	東古市
			高橋生活改善センター	1	高橋
			谷口コミュニティセンター	1	谷口
	59. 39 MHz		花谷集落生活改善センター	1	花谷
			光明寺生活改善センター	1	光明寺
			飯島区白山神社	1	飯島
			浅ノ谷地区民地	1	浅ノ谷
			轟ふれあい会館	1	轟

2 災害予防計画

種 別		周波数	出力	設 置 場 所		設置数	呼出名称	
		65. 27 MHz			鳴鹿集落生活改善センター	1	鳴鹿	
					山鹿ふれあい会館	1	山鹿	
		59. 39 MHz			下浄法寺町道法面	1	下浄法寺	
					殿村ふれあい会館	1	殿村	
					上浄法寺地区民地	1	上浄法寺	
					浄法寺山青少年旅行村	1	旅行村	
					吉波生活改善センター	1	吉波	
					栃原地区民地	1	栃原	
				59. 39 MHz	上志比地区	吉峰地区倉庫	1	吉峰
						藤巻生活改善センター	1	藤巻
		小舟渡揚水機場	1			小舟渡ポンプ場		
		市荒川集落生活改善センター	1			市荒川		
		中島集落生活改善センター	1			中島		
		竹原集落生活改善センター	1			竹原		
		石上生活改善センター	1			石上		
		栗住波集落センター	1			栗住波		
		せせらぎのまちふれあい会館	1			せせらぎ		
		清水集落センター	1			清水		
		大野島集落生活改善センター	1			大野島		
		市右ヱ門島集落センター	1			市右ヱ門島		
上志比農業構造改善センター	1	山王						
大月集落センター	1	大月						
牧福島区集落生活改善センター	1	牧福島						
浅見集落生活改善センター	1	浅見						
野中集落生活改善センター	1	野中						
北島区八幡神社	1	北島						
同報子局 (アンサーバック付)		65. 27 MHz	5W	永平寺支所		1	永平寺支所	
		59. 39 MHz	0. 1 W	上志比支所		1	上志比支所	
同報再送信子局 (アンサ	同報親局との通信	65. 27 MHz	10W	松岡多目的集会センター (ざおう荘)		1	吉野公民館	

種 別		周波数	出力	設 置 場 所	設置数	呼出名称
一バック付)	同報子局との通信	65.27 MHz	0.5 W			
	同報親局との通信	65.27 MHz	10W	荒谷ふれあい会館	1	荒谷
	同報子局との通信	59.39 MHz	0.5 W			
	同報親局との通信	65.27 MHz	10W	永平寺生活改善センター	1	岩野
	同報子局との通信	59.39 MHz	1W			

2 災害予防計画

2-1-7 町消防組織

分団別	担当区域・内容	
本 部	指揮部・指導部・広報部・防災部を業務とする	
上志比東分団	吉峰・藤巻・市荒川・竹原・中島・石上・栗住波・せせらぎ	上志比地区
上志比西分団	清水・大野島・市右エ門島・山王・大月・牧福島・浅見・野中・北島	
志比北分団	栃原・吉波・岩野・上浄法寺・殿村・下浄法寺・鳴鹿・山鹿	永平寺地区
志比中分団	轟・飯島・光明寺・花谷・谷口・高橋・東古市・法寺岡・山	
志比南分団	東諏訪間・諏訪間・けやき台・寺本・京善・市野々・荒谷・志比	
松岡東分団	松岡志比堺・松岡薬師・松岡神明	松岡地区
松岡中分団	松岡春日・松岡葵・松岡清水	
松岡西分団	松岡芝原・松岡木ノ下・松岡松ヶ原・松岡観音	
御陵分団	松岡上合月・松岡下合月・松岡末政・松岡渡新田・松岡兼定島・松岡領家・松岡領家南・松岡樋爪・松岡平成・松岡御公領・松岡学園	
吉野分団	松岡越坂・松岡石舟・松岡松ヶ丘・松岡吉野堺・松岡吉野・松岡小畑・松岡宮重・松岡西野中・松岡湯谷・松岡上吉野	
女性分団	防火広報及び災害活動補助	
機能別 消防団員	大学生防災 サポーター	大規模災害に際し、各避難所における傷病者等の応急救護
	建設重機 オペレーター	重機及び特殊車両を活用し、倒壊建物、土砂崩れに伴う生き埋め被災者の救出対応
	まちの減災 ナース	大規模災害時に際し、応急救護所及び指定避難所等での応急手当、健康管理等を実施し災害関連死の予防対応
	火災対応 (役場職員)	平時における火災対応
	大規模災害時 活動支援員	大規模災害時に際し、災害情報の収集、各避難所の開設、住民の避難誘導、安否確認、避難所運営等の支援

2-1-8 消防車輛配置状況

区分 車両名		本部・署	消 防 団			合計
			松岡地区	永平寺地区	上志比地区	
消防ポンプ自動車			5	3	2	10
水槽付消防ポンプ自動車		3				3
救助工作車		1				1
救急自動車		3				3
指揮車		2				2
広報車		1				1
査察広報車						
小型動力 ポンプ	D-1級	2				2
	C-1級					0
	B-3級			4		4
	B-2級		4		2	6
積載車			5	3	2	10
資材運搬車		2				2
災害救援車		1				1
防災学習・災害活動車				2		2

※令和5年版町消防年報

2 災害予防計画

2－1－9 消防資機材配置状況

資 機 材	本 部・署	合 計
救命ボート(ゴム製)	2	2
エアーテント	2	2
エアーフローア	8	8
陽圧化学防護服	4	4
除染シャワーテント一式	1	1

※令和5年版町消防年報

2-1-10 備蓄資材一覧

資機材名	松岡地区	永平寺地区	上志比地区	計
1. 救出・消火資器材				
バチツル	7	4	3	14
カケヤ	6	1	4	11
大ハンマー	6	6	4	16
スコップ	31	60	5	96
ニッパ	4	2		6
荒縄		1	9	10
くわ		8	2	10
鉄杭	35	42	39	116
ワイヤーカッター	5	4	2	11
平バール	7	5	1	13
エンジンチェーンソー	5	3	2	10
アルミ梯子	1			1
軍手		95		95
サーチライト	3	5	1	9
乾電池	22	25		47
油圧ジャッキ	4	1	1	6
ウインチ	2	1	1	4
リヤカー	2		1	3
一輪車	8	7	8	23
折込ノコギリ	4			4
空気入		1		1
ブルーシート			1,100	1,100
トラロープ	5	10	5	20
土嚢	700	600	600	1,900
イーザープール（簡易水槽）	2	1	1	4
バケツ		60		60
ポリタンク			45	45
トランジスタメガホン	10	3	2	15
工具セット		1	3	4
投光器（2灯式）	3			3
投光器（1灯式）		1	10	11
非常用発電機	7	7	3	17
大型冷風機	1	1	1	3
畜電池	3	3	1	7
エンジンポンプ		2		2
2. 救急救護資器材				

2 災害予防計画

資機材名		松岡地区	永平寺地区	上志比地区	計
	災害多人数用救急箱（50人用）	5	2	1	8
	三角巾	10			10
	伸縮二ツ折担架	6	4		10
3. 生活維持資器材					
	簡易トイレ（サニタクリーン）（5個入り）	1		1	2
	災害用トイレ（台）	12	14	4	30
	トイレ消耗品	28	70	41	139
	簡易トイレ（スケットイレ）（5個入り）			6	6
	簡易トイレ（トイレマイバック）（5個入り）	3			3
	簡単トイレ消耗品（枚）	750		350	1,100
	屋内テント（個）	86	100	70	256
	簡易ベッド	52	70	27	149
	段ボールパーティション（10個／箱）	2	2	2	6
	パーティション（個）	22	24	9	55
	アルミマット	84	70	30	184
	毛布（枚）	980	307	353	1,640
	段ボール間仕切り（10枚／箱）	16	11	4	31
	マスク（大人）（枚）	62,450	49,280		111,730
	マスク（子供）（枚）	500			500
	マスク（N95）（枚）	2,400			2,400
	消毒液5ℓ（ℓ）	75	405		480
	消毒液1ℓ（ℓ）	28			28
	消毒液500ml（ℓ）	18			18
	次亜塩素酸20ℓ（ℓ）	140			140
	ディスポ手袋（枚）	50,500	76,200		126,700
	ガウン（着）		2,370	100	2,470
	フェイスシールド		1,440		1,440
	トイレトペーパー（個）	280	100	100	480
	生理用品（個）	560			560
	大人用おむつ（枚）	180	210	100	490
	カイロ	520	240	240	1,000
	寝具セット			120	120
	ポリ袋 45ℓ（枚）	400			400
	固形燃料	50	48		98

資機材名		松岡地区	永平寺地区	上志比地区	計
	防塵マスク	60	60	40	160
	非常用ローソク	150	160	40	350
	避難用品セット			52	52
4. 食料等					
	飲料水 (ℓ)	2,658	1,128	912	4,698
	アルファ米 (食)	7,350	2,700	550	10,600
	パン缶詰 (食)	1,240	216		1,456
	カンパン (クラッカー) (食)	216	96		312
	ライズクッキー (10個／箱)	2		2	4
5. その他					
	ヘルメット	50			50
	腕章	100			100
	倉庫用収納棚	4	4		8
	飲料用タンク		3		3
	災害用濾水機	2			2
	災害救助用エアータント (コンプレッサー含む)	2			2
	メガホン	2			2

※令和5年4月10日現在

2 災害予防計画

2－1－11 消防水利現況（消火栓及び防火水槽）

地 区	消火栓	防火水槽（40m ³ 以上）
松 岡	472	109
永平寺	457	95
上志比	188	53

※令和5年版町消防年報

2－1－12 飲料水型防火水槽

地 区	設置場所	貯水量
松岡	松岡農業構造改善センター	60m ³
	吉野小学校	
永平寺	永平寺緑の村ふれあいセンター	
	永平寺町消防本部	

※令和6年1月1日現在

2-2 都市施設の災害予防

2-2-1 上水道等の概要

水道施設 区分	給水区域	給水区域人口 (人)	現 供 給人口 (人)	普及 率 (%)	計画日平均 給水量 (m ³ /日) ※1	平均給水量 (ℓ/1人1 日)※1	最大給水量 (ℓ/1人1日) ※1
上水道	永平寺町全域	17,962	17,891	99.6	7,966	450	738
計		17,962	17,891	99.6	7,966	450	738

※1 事業認可時計画・水道統計調査数値

※令和5年3月31日現在

2-2-2 下水道の概要

事業 名	処理場名	処 理 地 区	排 除 方 式	行政人口 (人)	処理人口 (人)	汚水処理区 域面積(ha)	29年度末 普及率(%)	処理開始
公共 下水	五領川浄化 センター	松岡地区	分 流	10,077	9,966	370.0	98.7	H 7. 3 S58. 4
特環	中央浄化セ ンター	けやき台を除く 永平寺地区		4,542	4,451	181.0	97.9	S55. 4 S62. 4
合併	けやき台合 併浄化槽排 水処理場	けやき台		548	548	12.1	100.0	H 8. 4
集排	東部処理場	吉峰、藤巻、市 荒川、中島、竹 原		826	824	60.0	99.7	H11. 9
	中央処理場	石上、栗住波 せせらぎのまち 清水、大野島 市右エ門島、山 王、大月		1,497	1,478	72.3	98.7	H10.10
	西部処理場	牧福島、浅見、 野中、北島		472	470	35.0	98.7	H11.10
計				17,962	17,737	730.4	98.7	

※令和5年3月31日現在

2 災害予防計画

2-2-3 防災拠点施設

< 防災拠点施設一覧表 >

建物名称	住所	避難所種類	防災機能
永平寺町役場本庁舎	松岡春日1丁目4		防災中心拠点
永平寺町役場永平寺支所	東古市10-5		防災中心拠点（代替機能）
永平寺町役場上志比支所	栗住波1-1		防災中心拠点（代替機能）
松岡小学校	松岡神明3丁目132	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
ふるさと学習館	松岡松ヶ原4丁目803	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
吉野小学校	松岡吉野26-3	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
御陵小学校	松岡兼定島39-15	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
志比北小学校	岩野2-1	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
志比小学校	谷口1-70	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
志比南小学校	市野々1-11	広域避難所	炊き出し施設、給水拠点
上志比給食センター	栗住波25-10		炊き出し施設、給水拠点
松岡総合運動公園	松岡湯谷33		災害対策用ヘリポート
松岡河川公園	松岡上合月		災害対策用ヘリポート（災害廃棄物置場）
永平寺緑の村運動広場	山9-4-1		災害対策用ヘリポート
永平寺河川公園	谷口		災害対策用ヘリポート（災害廃棄物置場）
上志比中学校グラウンド	栗住波16-47		災害対策用ヘリポート
中島河川公園	中島		災害対策用ヘリポート（災害廃棄物置場）
松岡福祉総合センター（翠荘）	松岡吉野堺15-44	福祉避難所	救護施設
永平寺老人福祉センター	飯島6-34	福祉避難所	救護施設
松岡B&G海洋センター	松岡湯谷53-8-1		救援物資集積所、ボランティア拠点
永平寺緑の村ふれあいセンター	山10-1	広域避難所	救援物資集積所、ボランティア拠点
やすらぎの郷	石上27-27	福祉避難所	救援物資集積所、ボランティア拠点 救護施設
松岡庭球場	松岡石舟1-23		部外応援活動拠点
上志比グラウンド	石上28-55		応急仮設住宅建設場所
（現場近くの）寺社			遺体安置所
浄法寺山青少年旅行村	上浄法寺		災害対策用ヘリポート

※松岡総合運動公園と永平寺緑の村運動広場の災害対策用ヘリポートは、物資の緊急輸送などが終了し、ヘリポートとして使用しなくなった後、応急仮設住宅建設場所とすることを考慮する。

2-2-4 指定文化財

国指定文化財（国宝） 1 件

種 別	名 称	所 在 地	管理者及び所有者	指定年月日
書籍・典籍	普勸坐禅儀（附 普観坐禅儀撰述記 3巻）	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	昭和27年3月29日

※令和5年9月現在

国指定文化財（重要文化財） 10 件

種 別	名 称	所 在 地	管理者及び所有者	指定年月日
書籍・典籍	紙本墨書 後円融院宸翰	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	明治33年4月7日
書籍・典籍	紙本墨書 高祖嗣書	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	明治33年4月7日
工芸品	銅鐘	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	大正10年4月30日
天然記念物	アラレカ ^コ （カシカ属）生息地	九頭竜川中流	永平寺町	昭和10年6月7日
古文書	金銀絵料紙墨書 明全戒牒	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	昭和16年7月3日
書籍・典籍	紙本墨書 弧雲懷奘筆 正法眼蔵仏性第三	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	昭和16年7月3日
史跡	松岡古墳群（手繰ヶ城山古墳・石舟山古墳・鳥越山古墳・二本松山古墳）	松岡志比堺・法寺岡17-10.11ほか	永平寺町	昭和52年12月5日 追加指定・名称変更 平成17年7月14日
絵画	絹本著色 仏涅槃図	東古市22-145	和田山 本覚寺	昭和58年6月6日
考古資料	尖頭状石器／有舌尖頭器／永平寺町鳴鹿山鹿出土	鳴鹿山鹿13-15	個人	平成9年6月30日
建造物	永平寺	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	令和元年9月30日

※令和5年9月現在

県指定文化財 6 件

種 別	名 称	所 在 地	管理者及び所有者	指定年月日
史跡	春日山古墳 附泰遠寺山古墳出土石棺	松岡室72字弁財天谷	永平寺町	昭和31年3月12日
史跡	波多野城跡	花谷・荒谷・光明寺・東古市地係	永平寺町	平成13年4月1日
絵画	絹本著色三帝釈天像	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成24年3月23日
絵画	永平寺歴代祖師像	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成24年3月23日
彫刻	木造 聖徳太子立像	東古市22-145	和田山 本覚寺	平成31年3月22日
彫刻	木造 南無仏太子立像	東古市22-145	和田山 本覚寺	平成31年3月22日

※令和5年9月現在

2 災害予防計画

国登録有形文化財 7 件

種 別	名 称	所 在 地	管理者及び所有者	指定年月日
建造物	えちぜん鉄道 松岡駅本屋	松岡神明1丁目98 ー1	えちぜん鉄道 株式会社	平成23年7月25日
建造物	えちぜん鉄道 志比塚駅本屋	松岡志比塚12-32	えちぜん鉄道 株式会社	平成23年7月25日
建造物	えちぜん鉄道 永平寺口駅本屋	東古市1字1ー4	永平寺町	平成23年7月25日
建造物	旧京都電燈古市変電所	東古市1字1ー5	永平寺町	平成23年7月25日
建造物	黒龍酒造店舗兼主屋	松岡春日1丁目38 ほか	個人	平成23年7月25日
建造物	黒龍酒造離れ	松岡春日1丁目39 ほか	個人	平成23年7月25日
建造物	黒龍酒造東門	松岡春日1丁目40 ほか	個人	平成23年7月25日

※令和5年9月現在

町指定文化財 31 件

種 別	名 称	所 在 地	管理者及び所有者	指定年月日
史跡	芭蕉塚	松岡春日1丁目64	天龍寺	昭和47年9月29日
史跡	島の宝篋印塔	松岡28字	永平寺町	昭和48年5月8日
彫刻	湯谷神明神社の薬師如来像 及び不動明王像	松岡湯谷56-40-1	湯谷区	昭和53年3月20日
彫刻	島の狛犬	山9-1-2	永平寺町	昭和53年3月20日
史跡	火薬局跡碑	松岡神明1-11	永平寺町	昭和54年6月25日
史跡名勝天 然記念物	お館の椿（松岡藩館跡）	松岡葵1丁目49	永平寺町	昭和57年5月25日
考古資料	ナイフ形石器・石核	山9-1-2	永平寺町	昭和60年2月4日
考古資料	局部磨製石斧	鳴鹿山鹿11-54	個人	昭和60年2月4日
史跡	東諏訪間1号墳	諏訪間4-10	個人	昭和60年8月13日
史跡	志比線刻磨崖仏	志比48-15-2	曹洞宗大本山 永平寺	昭和63年4月9日
考古資料	隆起渦巻文四面土器	山9-1-2	永平寺町	昭和63年4月9日
絵画	涅槃像掛軸	松岡春日1丁目64	天龍寺	平成3年11月14日
彫刻	聖観音菩薩立像	松岡春日1丁目64	天龍寺	平成3年11月25日
史跡	大廻り史跡	松岡室22字	永平寺町	平成5年3月26日
絵画	薄絹蓮如上人御影	藤巻34-2	興行寺	平成5年11月12日

種 別	名 称	所 在 地	管理者及び所有者	指定年月日
絵画	顕如上人御影	市荒川28-12	善教寺	平成5年11月12日
史跡	吉峰寺全域	吉峰35-2	吉峰寺	平成5年11月12日
建造物	赤井家高麗門	清水8-39	個人	平成7年10月2日
史跡	白山遙拝松と舟渡跡	藤巻	永平寺町	平成7年10月2日
史跡	大本山永平寺境内地	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成14年4月1日
絵画	開山道元禅師頂相ほか13点	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成15年2月5日
工芸	伝 道元禅師使用 笈	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成15年2月5日
工芸	伝 木下道正庵使用 笈	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成15年2月5日
工芸	嘉永の梵鐘	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成15年2月5日
書籍・典籍・古文書	南北六波羅探題 下知状 (写) ほか38点	志比5-15	曹洞宗大本山 永平寺	平成15年2月5日
絵画	絹本著色六高僧像ほか6点	東古市22-145	和田山 本覚 寺	平成15年9月1日
彫刻	木造聖徳太子孝養像ほか2 点	東古市22-145	和田山 本覚 寺	平成15年9月1日
彫刻	木造親鸞聖人坐像(厨子付)	東古市22-145	和田山 本覚 寺	平成15年9月1日
書跡	紙本墨書 蓮如上人 筆 十字名号ほか	東古市22-145	和田山 本覚 寺	平成15年9月1日
古文書	紙本墨書 蓮如上人 筆 御消息文書	東古市22-145	和田山 本覚 寺	平成15年9月1日
天然記念物	クロマツ	谷口14-13	個人	令和3年1月29日

※令和5年9月現在

2 災害予防計画

2-3 災害別の予防計画

2-3-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流）

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
1	松岡宮重	松岡宮重(10-1-1-14)地区	060228	060228
2	松岡宮重	松岡宮重(10-1-1-15)地区	060228	060228
3	松岡宮重	松岡宮重(10-1-1-16)地区	060228	060228
4	松岡宮重	松岡宮重(10-1-1-17)地区	060228	060228
5	松岡湯谷	松岡湯谷(10-1-1-18)地区	060228	060228
6	松岡湯谷	松岡湯谷(10-1-1-20)地区	060228	060228
7	松岡湯谷	松岡湯谷(10-1-1-28)地区	060228	060228
8	松岡島	松岡島(10-1-1-40s)地区	060228	060228
9	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-22)地区	060228	060228
10	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-30)地区	060228	060228
11	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-21)地区	060228	060228
12	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-25)地区	060228	(なし)
13	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-23)地区	060228	060228
14	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-24-1)地区	060228	060228
15	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-24-2)地区	060228	060228
16	市野々	市野々(11-1-1-32)地区	060228	160129
17	市野々	市野々(11-1-1-33)地区	060228	160129
18	市野々	市野々(11-1-1-34-1)地区	060228	150428
19	市野々	市野々(11-1-1-34-2)地区	060228	150428
20	市野々	市野々(11-1-1-65)地区	060228	160129
21	市野々	市野々(11-1-1-66)地区	060228	160129
22	市野々	市野々(11-1-1-67)地区	060228	160129
23	市野々	市野々(11-1-1-35)地区	060228	160129
24	石上	石上(12-1-1-3-1)地区	060228	060228
25	石上	石上(12-1-1-3-2)地区	060228	060228
26	石上	石上(12-1-1-3-3)地区	060228	060228
27	石上	石上(12-1-1-4)地区	060228	060228
28	石上	石上(12-1-1-5)地区	060228	060228
29	石上	石上(12-1-1-16)地区	060228	(なし)
30	吉峰	吉峰(12-1-1-1)地区	060929	060929
31	吉峰	吉峰(12-1-1-2)地区	060929	060929
32	吉峰	吉峰(12-1-1-14)地区	060929	060929
33	松岡吉野	松岡吉野(10-1-1-13)地区	061124	(なし)
34	松岡吉野	松岡吉野(10-1-1-32s)地区	061124	140328
35	松岡吉野	松岡吉野(10-1-1-33s)地区	061124	140328
36	松岡吉野	松岡吉野(10-1-1-34s)地区	061124	140328

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
37	松岡吉野	松岡吉野(10-1-1-42s)地区	061124	140328
38	松岡吉野	松岡吉野(10-1-1-43s)地区	061124	(なし)
39	松岡小畑	松岡小畑(10-1-1-26)地区	061124	061124
40	松岡小畑	松岡小畑(10-1-1-27)地区	061124	061124
41	松岡小畑	松岡小畑(10-1-1-31)地区	061124	061124
42	松岡小畑	松岡小畑(10-1-1-41s)地区	061124	061124
43	松岡清水	松岡清水(10-1-1-7)地区	061124	061124
44	松岡清水	松岡清水(10-1-1-8)地区	061124	061124
45	松岡石舟	松岡石舟(10-1-1-10)地区	061124	(なし)
46	松岡松ヶ丘	松岡松ヶ丘(10-1-1-11)地区	061124	061124
47	松岡越坂	松岡越坂(10-1-1-12)地区	061124	061124
48	荒谷	荒谷(11-1-1-21)地区	061124	061124
49	荒谷	荒谷(11-1-1-22-1)地区	061124	(なし)
50	荒谷	荒谷(11-1-1-22-2)地区	061124	(なし)
51	荒谷	荒谷(11-1-1-23)地区	061124	061124
52	荒谷	荒谷(11-1-1-63)地区	061124	(なし)
53	荒谷	荒谷(11-1-1-64)地区	061124	061124
54	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-1)地区	061124	(なし)
55	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-2)地区	061124	(なし)
56	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-47-1)地区	061124	061124
57	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-47-2)地区	061124	(なし)
58	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-48)地区	061124	(なし)
59	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-49-1)地区	061124	061124
60	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-49-2)地区	061124	061124
61	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-50-1)地区	061124	061124
62	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-1-1-50-2)地区	061124	061124
63	栗住波	栗住波(12-1-1-6)地区	061124	(なし)
64	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-1-1-4)地区	090324	090324
65	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-1-1-5-1)地区	090324	130326
66	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-1-1-5-2)地区	090324	090324
67	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-1-1-5-3)地区	090324	(なし)
68	松岡小畑	松岡小畑(10-1-1-02402)地区	090324	090324
69	松岡小畑	松岡小畑(10-1-1-02403)地区	090324	090324
70	吉波	吉波(11-1-1-53)地区	090324	090324
71	吉波	吉波(11-1-1-54)地区	090324	(なし)
72	吉波	吉波(11-1-1-55)地区	090324	090324
73	荒谷	荒谷(11-1-1-00201)地区	090324	090324
74	上浄法寺	上浄法寺(11-1-1-7)地区	090324	090324

2 災害予防計画

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
75	上浄法寺	上浄法寺(11-1-1-8)地区	090324	090324
76	上浄法寺	上浄法寺(11-1-1-52)地区	090324	090324
77	光明寺	光明寺(11-1-1-13)地区	090324	(なし)
78	光明寺	光明寺(11-1-1-15)地区	090324	090324
79	光明寺	光明寺(11-1-1-01501)地区	090324	090324
80	光明寺	光明寺(11-1-1-01502)地区	090324	090324
81	上谷口	上谷口(11-1-1-01301)地区	090324	090324
82	上谷口	上谷口(11-1-1-01303)地区	090324	090324
83	上谷口	上谷口(11-1-1-42)地区	090324	090324
84	竹原	竹原(12-1-1-15)地区	090324	090324
85	竹原	竹原(12-1-1-00501)地区	090324	090324
86	竹原	竹原(12-1-1-00503)地区	090324	090324
87	吉峰	吉峰(12-1-1-00101)地区	090324	090324
88	吉峰	吉峰(12-1-1-00104)地区	090324	090324
89	藤巻	藤巻(12-1-1-12)地区	090324	090324
90	大月	大月(12-1-1-01303)地区	090324	090324
91	浅見	浅見(12-1-1-7)地区	090324	090324
92	浅見	浅見(12-1-1-8-1)地区	090324	(なし)
93	浅見	浅見(12-1-1-8-2)地区	090324	090324
94	浅見	浅見(12-1-1-9)地区	090324	090324
95	浅見	浅見(12-1-1-13)地区	090324	090324
96	浅見	浅見(12-1-1-01501)地区	090324	090324
97	浅見	浅見(12-1-1-01502)地区	090324	090324
98	野中	野中(12-1-1-10)地区	090324	(なし)
99	野中	野中(12-1-1-11)地区	090324	090324
100	栗住波	栗住波(12-1-1-00701)地区	090324	090324
101	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-29)地区	100716	151225
102	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-35s)地区	100716	151225
103	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-36s)地区	100716	151225
104	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-37s)地区	100716	(なし)
105	松岡上吉野	松岡上吉野(10-1-1-02803)地区	100716	(なし)
106	松岡湯谷	松岡湯谷(10-1-1-19)地区	100716	150630
107	松岡湯谷	松岡湯谷(10-1-1-38s)地区	100716	150630
108	松岡志比堺	松岡志比堺(10-1-1-1)地区	100716	150428
109	松岡志比堺	松岡志比堺(10-1-1-2)地区	100716	150428
110	松岡志比堺	松岡志比堺(10-1-1-3)地区	100716	(なし)
111	けやき台	けやき台(11-1-1-70-1)地区	100716	100716
112	けやき台	けやき台(11-1-1-70-2)地区	100716	100716

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
113	東古市	東古市(11-1-1-01001)地区	100716	(なし)
114	上浄法寺	上浄法寺(11-1-1-6-1)地区	100716	100716
115	上浄法寺	上浄法寺(11-1-1-6-2)地区	100716	100716
116	下浄法寺	下浄法寺(11-1-1-02001)地区	100716	100716
117	下浄法寺	下浄法寺(11-1-1-51-1)地区	100716	100716
118	下浄法寺	下浄法寺(11-1-1-51-2)地区	100716	100716
119	下浄法寺	下浄法寺(11-1-1-3)地区	100716	100716
120	下浄法寺	下浄法寺(11-1-1-4)地区	100716	100716
121	下浄法寺	下浄法寺(11-1-1-5)地区	100716	(なし)
122	轟	轟(11-1-1-60)地区	100716	140328
123	轟	轟(11-1-1-59)地区	100716	140328
124	轟	轟(11-1-1-12)地区	100716	140328
125	轟	轟(11-1-1-11)地区	100716	(なし)
126	轟	轟(11-1-1-40-3)地区	100716	140328
127	轟	轟(11-1-1-40-2)地区	100716	(なし)
128	轟	轟(11-1-1-10)地区	100716	(なし)
129	轟	轟(11-1-1-01702)地区	100716	140328
130	寺本	寺本(11-1-1-19)地区	100716	(なし)
131	寺本	寺本(11-1-1-61)地区	100716	160329
132	寺本	寺本(11-1-1-69)地区	100716	140328
133	諏訪間	諏訪間(11-1-1-18)地区	100716	100716
134	諏訪間	諏訪間(11-1-1-46)地区	100716	100716
135	諏訪間	諏訪間(11-1-1-71)地区	100716	100716
136	諏訪間	諏訪間(11-1-1-72-1)地区	100716	100716
137	諏訪間	諏訪間(11-1-1-72-2)地区	100716	100716
138	諏訪間	諏訪間(11-1-1-00702)地区	100716	(なし)
139	志比	志比(11-1-1-44)地区	100716	150929
140	志比	志比(11-1-1-24)地区	100716	150929
141	志比	志比(11-1-1-25)地区	100716	(なし)
142	志比	志比(11-1-1-26)地区	100716	(なし)
143	志比	志比(11-1-1-00102)地区	100716	150929
144	志比	志比(11-1-1-00103)地区	100716	150929
145	志比	志比(11-1-1-28)地区	100716	150929
146	志比	志比(11-1-1-29)地区	100716	150929
147	志比	志比(11-1-1-30)地区	100716	(なし)
148	志比	志比(11-1-1-45)地区	100716	150929
149	法寺岡	法寺岡(11-1-1-39)地区	100716	150428
150	法寺岡	法寺岡(11-1-1-38)地区	100716	150428

2 災害予防計画

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
151	花谷	花谷(11-1-1-16)地区	100716	(なし)
152	花谷	花谷(11-1-1-17)地区	100716	150428
153	花谷	花谷(11-1-1-41-1)地区	100716	150428
154	花谷	花谷(11-1-1-41-2)地区	100716	150428
155	栃原	栃原(11-1-1-9)地区	100716	150731
156	栃原	栃原(11-1-1-56)地区	100716	(なし)
157	栃原	栃原(11-1-1-57)地区	100716	150731
158	栃原	栃原(11-1-1-58-1)地区	100716	150731
159	栃原	栃原(11-1-1-58-2)地区	100716	(なし)
160	栃原	栃原(11-1-1-58-3)地区	100716	(なし)
161	栃原	栃原(11-1-1-58-4)地区	100716	150731
162	東諏訪間	東諏訪間(11-1-1-73)地区	100716	150731
163	松岡神明3丁目	松岡神明3丁目(10-1-1-6)地区	110215	110215
164	京善	京善(11-1-1-20-1)地区	110329	150929
165	京善	京善(11-1-1-20-2)地区	110329	150929
166	京善	京善(11-1-1-36)地区	110329	(なし)
167	京善	京善(11-1-1-37-1)地区	110329	150929
168	京善	京善(11-1-1-37-2)地区	110329	150929
169	京善	京善(11-1-1-37-3)地区	110329	(なし)
170	京善	京善(11-1-1-68)地区	110329	150929
171	市野々	市野々(11-1-00303)地区	160129	160129
172	市野々	市野々(11-1-00304)地区	160129	160129
173	市野々	市野々(11-1-00307)地区	160129	160129

※福井県報

2-3-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(地すべり)

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
1	鳴鹿	鳴鹿(11-025)	110215	(なし)
2	上浄法寺	上浄法寺(11-026)	110215	(なし)
3	上浄法寺	上浄法寺(11-027)	110215	(なし)

※福井県報

2-3-3 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
1	松岡宮重	松岡宮重(10-I-1809)地区	060228	151225
2	松岡湯谷	松岡湯谷(10-I-1810)地区	060228	160129
3	松岡湯谷	松岡湯谷(10-I-1811)地区	060228	160129
4	松岡湯谷	松岡湯谷(10-II-1804)地区	060228	160129
5	松岡湯谷	松岡湯谷(10-III-1800)地区	060228	060228
6	松岡島	松岡島(10-III-1802)地区	060228	060228
7	松岡上吉野	松岡上吉野(10-II-1806)地区	060228	060228
8	松岡上吉野	松岡上吉野(10-III-1805-1)地区	060228	060228
9	松岡上吉野	松岡上吉野(10-III-1805-2)地区	060228	060228
10	市野々	市野々(11-I-1705)地区	060228	160129
11	市野々	市野々(11-I-1706)地区	060228	160129
12	市野々	市野々(11-II-1704-1)地区	060228	160129
13	市野々	市野々(11-II-1704-2)地区	060228	160129
14	市野々	市野々(11-II-1705)地区	060228	160129
15	市野々	市野々(11-II-1706)地区	060228	160129
16	吉峰	吉峰(12-I-1902)地区	060929	151225
17	吉峰	吉峰(12-I-1903)地区	060929	151225
18	松岡吉野	松岡吉野(10-II-1800)地区	061124	140328
19	松岡吉野	松岡吉野(10-II-1801)地区	061124	151225
20	松岡吉野	松岡吉野(10-II-1802)地区	061124	151225
21	松岡吉野	松岡吉野(10-III-1801)地区	061124	140328
22	松岡吉野	松岡吉野(10-III-1804-1)地区	061124	140328
23	松岡吉野	松岡吉野(10-III-1804-2)地区	061124	140328
24	松岡小畑	松岡小畑(10-II-1803)地区	061124	061124
25	松岡清水	松岡清水(10-I-131)地区	061124	061124
26	荒谷	荒谷(11-I-138)地区	061124	151225
27	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-I-1700)地区	061124	061124
28	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-II-1700)地区	061124	160329
29	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-I-1805)地区	090324	090324
30	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-I-1806)地区	090324	090324
31	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-II-00501)地区	090324	130326
32	松岡薬師3丁目	松岡薬師3丁目(10-I-0003)地区	090324	090324
33	松岡小畑	松岡小畑(10-II-1800)地区	090324	150630
34	松岡小畑	松岡小畑(10-I-02401)地区	090324	150630
35	松岡小畑	松岡小畑(10-II-02402)地区	090324	090324
36	松岡葵1丁目	松岡葵1丁目(10-I-133)地区	090324	090324
37	荒谷	荒谷(11-II-00204)地区	090324	090324

2 災害予防計画

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
38	荒谷	荒谷(11-Ⅱ-00205)地区	090324	090324
39	荒谷	荒谷(11-Ⅱ-00206)地区	090324	090324
40	荒谷	荒谷(11-Ⅰ-00208)地区	090324	090324
41	上浄法寺	上浄法寺(11-Ⅱ-02215)地区	090324	150428
42	上浄法寺	上浄法寺(11-Ⅱ-02216)地区	090324	150428
43	上浄法寺	上浄法寺(11-Ⅱ-02220)地区	090324	150428
44	上浄法寺	上浄法寺(11-Ⅱ-02232)地区	090324	090324
45	上浄法寺	上浄法寺(11-Ⅱ-02234)地区	090324	090324
46	山	山(11-Ⅰ-00803)地区	090324	090324
47	山	山(11-Ⅱ-00802)地区	090324	090324
48	山	山(11-Ⅱ-00804)地区	090324	090324
49	山	山(11-Ⅱ-00806)地区	090324	090324
50	上谷口	谷口(11-Ⅱ-01309)地区	090324	150428
51	竹原	竹原(12-Ⅱ-00708)地区	090324	090324
52	吉峰	吉峰(12-Ⅱ-00106)地区	090324	090324
53	吉峰	吉峰(12-Ⅱ-00110)地区	090324	130326
54	藤巻	藤巻(12-Ⅰ-142)地区	090324	090324
55	藤巻	藤巻(12-Ⅰ-1900)地区	090324	090324
56	浅見	浅見(12-Ⅰ-1900)地区	090324	090324
57	浅見	浅見(12-Ⅰ-1901)地区	090324	090324
58	浅見	浅見(12-Ⅱ-1900)地区	090324	090324
59	野中	野中(12-Ⅰ-01601)地区	090324	090324
60	野中	野中(12-Ⅰ-01603)地区	090324	090324
61	栗住波	栗住波(12-Ⅱ-00701)地区	090324	090324
62	松岡上吉野	松岡上吉野(10-Ⅰ-1812-1)地区	100716	150428
63	松岡上吉野	松岡上吉野(10-Ⅰ-1812-2)地区	100716	150428
64	松岡上吉野	松岡上吉野(10-Ⅰ-1812-3)地区	100716	150428
65	松岡上吉野	松岡上吉野(10-Ⅱ-02801)地区	100716	150428
66	松岡上吉野	松岡上吉野(10-Ⅱ-02804)地区	100716	150428
67	松岡上吉野	松岡上吉野(10-Ⅰ-02806)地区	100716	150428
68	松岡湯谷	松岡湯谷(10-Ⅱ-1805)地区	100716	150630
69	松岡湯谷	松岡湯谷(10-Ⅰ-02707)地区	100716	150630
70	松岡湯谷	松岡湯谷(10-Ⅱ-02710)地区	100716	150630
71	松岡宮重	松岡宮重(10-Ⅱ-02501)地区	100716	151225
72	松岡宮重	松岡宮重(10-Ⅱ-02502)地区	100716	151225
73	松岡宮重	松岡宮重(10-Ⅱ-02505)地区	100716	151225
74	松岡越坂	松岡越坂2丁目(10-Ⅱ-04501)地区	100716	150428
75	松岡志比堺	松岡志比堺(10-Ⅰ-1800)地区	100716	150428

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
76	松岡志比堺	松岡志比堺(10-I-1801)地区	100716	150428
77	松岡志比堺	松岡志比堺(10-I-1802)地区	100716	150428
78	松岡志比堺	松岡志比堺(10-I-1803)地区	100716	150428
79	松岡志比堺	松岡志比堺(10-I-1804)地区	100716	150428
80	松岡神明1丁目	松岡神明(10-I-132)地区	100716	150630
81	松岡神明1丁目	松岡神明(10-I-1800)地区	100716	150630
82	松岡春日3丁目	松岡春日3丁目(10-I-1808)地区	100716	150428
83	けやき台	けやき台(11-II-00601)地区	100716	100716
84	けやき台	けやき台(11-I-00602)地区	100716	100716
85	けやき台	けやき台(11-II-00604)地区	100716	100716
86	けやき台	けやき台(11-II-00605)地区	100716	100716
87	けやき台	けやき台(11-II-00606)地区	100716	100716
88	けやき台	けやき台(11-II-00607)地区	100716	150630
89	けやき台	けやき台(11-II-00608)地区	100716	100716
90	けやき台	けやき台(11-II-00708)地区	100716	(なし)
91	けやき台	けやき台(11-II-1700)地区	100716	150630
92	東古市	東古市(11-I-1701)地区	100716	150731
93	東古市	東古市(11-I-01001)地区	100716	100716
94	東古市	東古市(11-II-01002)地区	100716	100716
95	東古市	東古市(11-II-01007)地区	100716	100716
96	下浄法寺	下浄法寺(11-I-02003)地区	100716	130326
97	下浄法寺	下浄法寺(11-I-02002)地区	100716	130326
98	下浄法寺	下浄法寺(11-II-02001)地区	100716	130326
99	轟	轟(11-II-1702)地区	100716	140328
100	轟	轟(11-II-01713)地区	100716	140328
101	轟	轟(11-II-01708)地区	100716	140328
102	轟	轟(11-II-01707)地区	100716	140328
103	轟	轟(11-I-01706)地区	100716	140328
104	轟	轟(11-II-01705)地区	100716	140328
105	轟	轟(11-II-01704)地区	100716	140328
106	轟	轟(11-II-01703)地区	100716	140328
107	轟	轟(11-II-01702)地区	100716	140328
108	寺本	寺本(11-II-00502)地区	100716	140328
109	寺本	寺本(11-II-00503)地区	100716	140328
110	諏訪問	諏訪問(11-I-1704)地区	100716	150630
111	諏訪問	諏訪問(11-II-00702)地区	100716	150630
112	諏訪問	諏訪問(11-I-00703)地区	100716	150630
113	諏訪問	諏訪問(11-II-00720)地区	100716	150630

2 災害予防計画

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
114	諏訪間	諏訪間(11-Ⅱ-00717)地区	100716	150630
115	志比	志比(11-Ⅱ-1707)地区	100716	150929
116	志比	志比(11-Ⅱ-00102)地区	100716	150929
117	志比	志比(11-Ⅱ-00103)地区	100716	150929
118	志比	志比(11-Ⅰ-00104)地区	100716	150929
119	志比	志比(11-Ⅰ-00106)地区	100716	150929
120	志比	志比(11-Ⅰ-1707)地区	100716	150929
121	志比	志比(11-Ⅰ-135)地区	100716	150929
122	志比	志比(11-Ⅱ-00108)地区	100716	150929
123	志比	志比(11-Ⅱ-00109)地区	100716	150929
124	志比	志比(11-Ⅰ-00110)地区	100716	150929
125	志比	志比(11-Ⅰ-00111)地区	100716	150929
126	志比	志比(11-Ⅱ-00112)地区	100716	150929
127	志比	志比(11-Ⅱ-00115)地区	100716	150929
128	志比	志比(11-Ⅰ-00142)地区	100716	150929
129	志比	志比(11-Ⅱ-00143)地区	100716	150929
130	志比	志比(11-Ⅱ-00145)地区	100716	150929
131	志比	志比(11-Ⅱ-00146)地区	100716	150929
132	志比	志比(11-Ⅱ-1708)地区	100716	150929
133	志比	志比(11-Ⅰ-134-1)地区	100716	150929
134	志比	志比(11-Ⅰ-134-2)地区	100716	150929
135	志比	志比(11-Ⅰ-136)地区	100716	150929
136	志比	志比(11-Ⅰ-00140)地区	100716	150929
137	志比	志比(11-Ⅱ-00141)地区	100716	150929
138	志比	志比(11-Ⅱ-1709)地区	100716	150929
139	志比	志比(11-Ⅱ-00120)地区	100716	150929
140	志比	志比(11-Ⅰ-00124)地区	100716	150929
141	志比	志比(11-Ⅱ-00117)地区	100716	150929
142	志比	志比(11-Ⅰ-00113)地区	100716	150929
143	志比	志比(11-Ⅱ-00116)地区	100716	150929
144	法寺岡	法寺岡(11-Ⅰ-00902)地区	100716	150428
145	法寺岡	法寺岡(11-Ⅱ-1701)地区	100716	150428
146	法寺岡	法寺岡(11-Ⅰ-137)地区	100716	150428
147	花谷	花谷(11-Ⅱ-01404)地区	100716	150428
148	花谷	花谷(11-Ⅱ-01405)地区	100716	150428
149	花谷	花谷(11-Ⅱ-01408)地区	100716	100716
150	花谷	花谷(11-Ⅱ-01409)地区	100716	150428
151	花谷	花谷(11-Ⅰ-01407)地区	100716	150428

番号	自治会名	区域名	指定日 (警戒区域)	指定日 (特別警戒区域)
152	栃原	栃原(11-Ⅱ-02525)地区	100716	150731
153	栃原	栃原(11-Ⅱ-02526)地区	100716	150731
154	栃原	栃原(11-Ⅰ-1702)地区	100716	150731
155	栃原	栃原(11-Ⅰ-141)地区	100716	160329
156	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-Ⅱ-01805)地区	100716	150428
157	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-Ⅰ-01812)地区	100716	150428
158	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-Ⅱ-01813)地区	100716	150428
159	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-Ⅱ-01901)地区	100716	150428
160	鳴鹿山鹿	鳴鹿山鹿(11-Ⅱ-01902)地区	100716	150428
161	東諏訪間	東諏訪間(11-Ⅰ-1703)地区	100716	150731
162	松岡吉野	松岡吉野(10-Ⅱ-02304)地区	110215	150428
163	松岡吉野	松岡吉野(10-Ⅱ-02305)地区	110215	150428
164	松岡神明3丁目	松岡神明3丁目(10-Ⅰ-1807)地区	110215	110215
165	松岡神明3丁目	松岡神明3丁目(10-Ⅱ-0008)地区	110215	110215
166	松岡神明3丁目	松岡神明3丁目(10-Ⅱ-00015)地区	110215	110215
167	京善	京善(11-Ⅰ-139)地区	110329	150929
168	京善	京善(11-Ⅰ-140)地区	110329	150929
169	京善	京善(11-Ⅱ-00301)地区	110329	150929
170	京善	京善(11-Ⅰ-00302)地区	110329	150929
171	京善	京善(11-Ⅱ-00410)地区	110329	150929
172	京善	京善(11-Ⅱ-00409)地区	110329	150929
173	京善	京善(11-Ⅱ-00408)地区	110329	150929
174	京善	京善(11-Ⅱ-00407)地区	110329	150929
175	京善	京善(11-Ⅱ-00405)地区	110329	150929
176	市野々	市野々(11-Ⅱ-00306)地区	160129	160129
177	市野々	市野々(11-Ⅱ-00307)地区	160129	160129
178	市野々	市野々(11-Ⅱ-00310)地区	160129	160129
179	市野々	市野々(11-Ⅱ-00311)地区	160129	160129
180	市野々	市野々(11-Ⅱ-00317)地区	160129	160129
181	市野々	市野々(11-Ⅱ-00318)地区	160129	160129
182	市野々	市野々(11-Ⅱ-00320)地区	160129	160129

※福井県報

2 災害予防計画

2-3-4 砂防指定地

番号	河 川 名			所在地 (字名)	告示番号	告示年月日	面 積 (h a)
	水系名	河川名	溪流名				
1	九頭竜川	荒川	堰谷川	上吉野	建 1 3 2 2	H 8. 5.13	0.38
2	九頭竜川	荒川	石ヶ谷川	吉野塚	建 1 4 4 6	H11. 7. 2	15.56
3	九頭竜川	荒川	越坂山川	吉野	建 1 4 4 6	H11. 7. 2	10.91
4	九頭竜川	荒川	石舟谷川	室、吉野塚	建 1 7 3 7	H11. 9.21	18.75
5	九頭竜川	荒川	石舟谷川	室	国交 2 3 3	H13. 3.16	0.24
6	九頭竜川	永平寺川	市野々川	市野々	建 7 3	s36. 1.23	7.77
7	九頭竜川	九頭竜川	的川	上浄法寺	建 7 3	s36. 1.23	16.87
8	九頭竜川	九頭竜川	時能川	栃原	建 7 3	s36. 1.23	15.75
9	九頭竜川	九頭竜川	永平寺川	志比	建 1 8 6 9	s39. 7.28	4.31
10	九頭竜川	永平寺川	堂の奥川	志比	建 2 1 8 8	s47.12.27	6.59
11	九頭竜川	犀川	大谷川	轟	建 6 3	s53. 1.28	9.53
12	九頭竜川	時能川	猪の谷川	栃原	建 6 3	s53. 1.28	6.55
13	九頭竜川	永平寺川	堂の奥川	志比	建 6 3	s53. 1.28	2.48
14	九頭竜川	九頭竜川	浅宮川	下浄法寺	建 8 5 7	s54. 4.14	7.39
15	九頭竜川	九頭竜川	吉波川	吉波	建 8 5 7	s54. 4.14	5.65
16	九頭竜川	光明寺川	花谷川	花谷	建 8 5 7	s54. 4.14	4.77
17	九頭竜川	九頭竜川	光明寺川	光明寺	建 8 5 7	s54. 4.14	9.68
18	九頭竜川	永平寺川	内ヶ谷川	京善	建 1 0 6 1	s56. 5.21	2.09
19	九頭竜川	永平寺川	荒谷川	荒谷	建 1 0 6 1	s56. 5.21	5.33
20	九頭竜川	九頭竜川	的川	上浄法寺	建 7 5 4	s59. 3.29	2.80
21	九頭竜川	九頭竜川	吉波川	吉波	建 1 6 1 3	s59.12. 5	0.48
22	九頭竜川	永平寺川	内ヶ谷川	京善	建 4 6 2	s60. 1.24	0.73
23	九頭竜川	永平寺川	荒谷川	荒谷	建 1 1 3 7	s60. 8.10	0.62
24	九頭竜川	犀川	大谷川	轟	建 8 0 7	s63. 3.18	0.55
25	九頭竜川	光明寺川	花谷川	花谷	建 8 0 7	s63. 3.18	0.13
26	九頭竜川	永平寺川	大杉谷川	荒谷	建 2 1 5 9	s63.11. 8	0.89
27	九頭竜川	犀川	浅谷川	轟	建 2 4 1	H 元. 2.15	1.00
28	九頭竜川	九頭竜川	時能川	栃原	建 5 3 2	H 元. 3. 7	3.97
29	九頭竜川	九頭竜川	東谷川	鳴鹿山鹿	建 1 7 7 4	H 元.10.21	0.84
30	九頭竜川	九頭竜川	境谷川	鳴鹿山鹿	建 3 0 3	H 3. 2.25	9.56
31	九頭竜川	永平寺川	切谷川	市野々	建 2 0 6 4	H 4.12.25	58.22
32	九頭竜川	時能川	方合谷川	栃原	建 2 7 2	H 6. 2.14	32.38
33	九頭竜川	永平寺川	宮谷川	京善	建 7 0 8	H 8. 3.19	44.96
34	九頭竜川	的川	熊谷川	上浄法寺	建 4 0 6	H 9. 3. 7	17.45
35	九頭竜川	犀川	薬師川	轟	建 6 6 3	H11. 3.17	15.35
36	九頭竜川	永平寺川	宮谷川	京善	建 1 4 4 6	H11. 7. 2	0.38
37	九頭竜川	永平寺川	寺本川	寺本	建 2 0 2 1	H12.10.18	22.81

番号	河 川 名			所在地 (字名)	告示番号	告示年月日	面 積 (h a)
	水系名	河川名	溪流名				
38	九頭竜川	的川	カラス谷川	上浄法寺	国交 2 3 3	H13. 3. 16	19.05
39	九頭竜川	光明寺川	勝尾谷川	光明寺	国交 2 3 3	H13. 3. 16	4.72
40	九頭竜川	永平寺川	犀川	轟	建 2 2 1 7	s38. 8. 29	7.51
41	九頭竜川	永平寺川	押谷川	京善	国 1 1 4 8	H25. 11. 28	19.85
42	九頭竜川	永平寺川	切谷川	市野々	国 1 1 4 8	H25. 11. 28	36.54
43	九頭竜川	九頭竜川	南河内川	大野島	建 7 5 5	s32. 5. 7	7.62
44	九頭竜川	九頭竜川	吉峰川	吉峰	建 2 0 2 8	s34. 10. 23	0.43
45	九頭竜川	九頭竜川	吉峰川	栗住波	建 1 0 6 5	s35. 6. 3	20.88
46	九頭竜川	九頭竜川	南河内川	大月	建 1 0 6 5	s35. 6. 3	21.73
47	九頭竜川	九頭竜川	犀川	浅見	建 2 7 4 7	s36. 12. 8	0.65
48	九頭竜川	南河内川	河内川	竹原	建 3 1 7 0	s37. 12. 22	20.93
49	九頭竜川	九頭竜川	犀川	野中	建 2 2 1 7	s38. 8. 29	1.58
50	九頭竜川	犀川	浅見西の谷川	浅見	建 1 0 6 1	s56. 5. 21	4.21
51	九頭竜川	九頭竜川	吉峰川	吉峰	建 1 5 7 0	s61. 9. 26	1.79
52	九頭竜川	河内川	栗住波川	栗住波	建 4 8 1	H 4. 3. 2	22.34
53	九頭竜川	河内川	栗住波川	栗住波	建 4 0 6	H 9. 3. 7	1.28
54	九頭竜川	南河内川	河内川	竹原	建 2 1 6 9	H 9. 12. 22	20.80
55	九頭竜川	南河内川	河内川	竹原	建 1 2 7	H12. 1. 25	81.95
56	九頭竜川	九頭竜川	吉峰川	吉峰	国交 2 2 0	H15. 3. 14	0.62
57	九頭竜川	九頭竜川	犀川	浅見	国交 2 2 0	H15. 3. 14	5.43

※福井県地域防災計画資料

2 災害予防計画

2-3-5 町内主要河川一覧

河川の種類	河 川 名
一級河川	九頭竜川、荒川、五領川、永平寺川、犀川、河内川、南河内川
二級河川	
その他河川	石舟谷川、石ヶ谷川、越坂山川、堰谷川、市野々川、猪谷川、内ヶ谷川、境谷川、的川、浅宮川、荒谷川、切谷川、時能川、吉波川、大杉谷川、方合谷川、常の輿川、花谷川、浅谷川、熊谷川、大谷川、光明寺川、東谷川、宮谷川、浅見西の谷川、栗住波川、吉峰川

※福井県地域防災計画資料

2-3-6 雪量観測点

町内雪量観測点

土木事務所管内	所 在	警戒積雪深※	備 考
福井土木事務所	志比	9 0 c m	
福井土木事務所	吉野堺	9 0 c m	
福井土木事務所	栗住波（山王観測点）	9 0 c m	

※県土木事務所の基準を準用

2-3-7 ため池一覧

町内ため池一覧

※令和5年9月現在

番号	ため池名	所在地区名	浸水被害箇所地区名	貯水量
1	吉野堀	松岡吉野堀 地係	松岡吉野堀・松岡松ヶ丘 地係	2,200
2	吉野	松岡吉野 地係	松岡吉野 地係	650
3	水谷	谷口 地係	谷口 地係	12,100
4	大谷	谷口 地係	谷口・花谷 地係	37,000
5	花谷	花谷 地係	谷口・花谷 地係	15,200
6	轟ため池1号	轟 地係	轟 地係	1,900
7	堂の後	鳴鹿 地係	鳴鹿 地係	2,300
8	堂の後第2	鳴鹿 地係	鳴鹿 地係	700
9	柳谷	鳴鹿 地係	鳴鹿 地係	500
10	境谷	鳴鹿 地係	鳴鹿・山鹿 地係	1,500
11	山鹿	山鹿 地係	山鹿 地係	1,100
12	大堤谷第1	吉波 地係	吉波 地係	2,300
13	大堤谷第3	吉波 地係	吉波 地係	9,500
14	大堤谷第4	吉波 地係	吉波 地係	15,400
15	ビワ池	吉峰 地係	吉峰 地係	100
16	三ノ輪池	竹原 地係	竹原 地係	6,200
17	吉野堀第2	松岡吉野堀 地係	松岡吉野堀・松岡松ヶ丘 地係	700

※人家に被害を及ぼす可能性がある場所

2 災害予防計画

2-3-8 水防法第15条第1項第3号施設一覧

<洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設(※)>

番号	施設名	所在地	種類	所管課	該当河川
1	老人福祉センター永寿苑	飯島 6-34	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
2	永平寺デイサービスセンター	飯島 6-34	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
3	グループホームりんごの木	松岡松ヶ原 1 丁目 308	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
4	看護小規模多機能型居宅介護りんごの木	松岡松ヶ原 1 丁目 309	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
5	特別養護老人ホームひかり苑	山王 7-30	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
6	デイサービス・リハビリサポートセンター木漏れ日ハウス	山王 7-28	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
7	福井大学医学部附属病院（はなみずき保育園）	松岡下合月 23-3	医療施設		九頭竜川
8	御陵小学校	松岡兼定島 39-15	小学校	学校教育課	九頭竜川
9	御陵幼稚園	松岡兼定島 38-6	児童福祉施設	子育て支援課	九頭竜川
10	特別養護老人ホームアニス松岡	松岡櫛 31-7-1	高齢者福祉施設	福祉保健課	九頭竜川
11	吉野小学校	松岡吉野 26-3	小学校	学校教育課	荒川
12	吉野児童クラブ	松岡宮重 3-15	児童福祉施設	子育て支援課	荒川
13	吉野幼稚園・なかよし幼稚園分園よしの園	松岡吉野 26-21	児童福祉施設	子育て支援課	荒川
14	認定こども園みどり葉こども園	松岡木ノ下 3-301	児童福祉施設	子育て支援課	九頭竜川

※当該施設およびその周囲が 0.5m 以上浸水するおそれのある施設

2-3-9 土砂災害防止法第8条第1項第4号施設一覧

＜土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設（※）＞

番号	施設名	所在地	種類	所管課
1	松岡小学校	松岡神明3丁目132	小学校	学校教育課
2	吉野児童クラブ	松岡宮重3-15	児童福祉施設	子育て支援課
3	永平寺ハウス	けやき台813-1	高齢者福祉施設	福祉保健課
4	志比南幼稚園	市野々2-19-1	児童福祉施設	子育て支援課
5	ほっこり	鳴鹿山鹿22-39	高齢者福祉施設	福祉保健課
6	志比南小学校	市野々1-11	小学校	学校教育課
7	松岡中学校	松岡吉野堺61-10-1	中学校	学校教育課

※土砂災害（特別）警戒区域内にある施設

3 災害応急対策計画

3-1 防災組織の活動体制

3-1-1 地区連絡所開設予定場所（避難拠点）

防災 ブロック	設置箇所	所 在 地	電話番号	備考
＜代替＞ 災害対策 本部	永平寺町役場 永平寺支所	東古市 10-5	0776-63-3111	
	永平寺町役場 上志比支所	栗住波 1-1	0776-64-2211	
松岡東	松岡小学校	松岡神明 3 丁目-132	0776-61-0069	
松岡西	松岡小学校	松岡神明 3 丁目-132	0776-61-0069	
松岡吉野・坂 上	吉野小学校	松岡吉野 26-3	0776-61-0228	
松岡御陵	御陵小学校	松岡兼定島 39-15	0776-61-2004	
永平寺中	志比小学校	谷口 1-70	0776-63-2009	
永平寺南	志比南小学校	市野々 1-11	0776-63-2040	
上志比	上志比小学校	栗住波 26-15	0776-64-2029	

3-1-2 災害による被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害で負傷し、医師の治療を受け、又受ける必要のある者の内、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者の内、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	中規模半壊	住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の世帯について、「中規模半壊世帯」として取り扱う。
	半壊	住家の損傷が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住み家の主要構造部の被害額がその住み家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延面積の10%以上20%未満のもの、または損害割合（経済的被害）が10%以上20%未満のものを「準半壊」として取り扱う。
	一般損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水した者及び塵芥、半壊には該当しないが、土砂、流木等の堆積により一時的に居住ができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らないもの。
世帯等	世帯	生計を一にしている生活単位とする。たとえば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても生計が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊又は床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
非住	非住家	住家以外の建物でこの基準中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に常時人が居住しているときは、当該部分を住家とする。

3 災害応急対策計画

被害区分		認定基準
家の被害	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第22号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉事業法第2条の規定により、社会福祉事業により経営されている施設とする。
	その他の公共建物	例えば、町庁舎、公民館および図書館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。
火災発生件数	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合に限る。その他の火災は、別の定めるところによる。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項により、町長の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害		町又は町の機関の維持管理に属する以下の施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の内、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するための河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする川岸とする。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条ノ2の規定によって、同法が準用される天然の川岸を除く。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の川岸とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農地もしくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合または水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。
	農地	耕作の目的に供する土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土を流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不可能になったものとする。

被 害 区 分		認 定 基 準
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・ 埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	その他の 公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共のように供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「水産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の施設をいい、それぞれの項目毎に記入する。		
商 工 業 の 被 害	建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。	
そ の 他 の 被 害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	櫓、櫓のみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったものおよび流失し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道及び簡易水道で断水している戸数の内、最も多く断水して時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数の内、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数の内、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不通となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

3 災害応急対策計画

3-1-3 被害状況報告（第1号様式）

（第1号様式）

災害名 （第 報）		報告日時		年 月 日 時 分							
		市町名									
		報告者名									
		受信者名									
災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	床下浸水
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	棟
応急対策の状況											

3-1-4 災害速報・災害確定報告・災害年報（第2号様式）

第2号様式（災害即報・災害確定報告・災害年報）

市町村名		区 分		被害数（被害額）		区 分		被害数（被害額）		区 分		（被害額）		
災 害 名		非 住 家 の 被 害	文 教 公 立	棟 千円	()	農 産 林 産 水 産 畜 産	稲	ha 千円	()	被 害 総 額		千円		
報 告 番 号	第 報		施 設 私 立	棟 千円	()		野菜・果樹	ha 千円	()	市 対 策 町 本 部 村 災 害	名 称			
報 告 者 名	(月 日 時 現在・確定)		病 院 公 立	棟 千円	()		ビニールハウス等	箇所 千円	()		設 置	年 月 日 時 分		
受 信 日 時	年 月 日 時 分		診 療 所 等 私 立	棟 千円	()		そ の 他	箇所 千円	()		解 散	年 月 日 時 分		
受 信 者 名			福 祉 施 設	棟 千円	()		立木・苗木等	ha 千円	()	災 害 救 助 法 適 用 規 定	適 用	年 月 日 時 分		
区 分	被害数（被害額）		その他の公共施設	棟 千円	()		薪炭施設等	箇所 千円	()		解 除	年 月 日 時 分		
死 者	人	公共建物以外の非住宅	棟 千円	()	そ の 他	ha 千円	()	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人					
行方不明者	人	建 物 件			漁具養殖施設等	千円	()	備 考	災害発生場所					
負 傷 者	人	危 険 物 件			漁 船 隻 千	()			災害発生年月日					
軽 傷 者	人	そ の 他 件			水 産 物 千円	()			災害の種類概況					
住 家 の 被 害	全 壊	道 路 箇所	()		そ の 他 千円	()			消防機関の活動状況					
		橋 り よ う 箇所	()		家畜・家さん類	千円	()		その他（避難の指示の状況）					
	半 壊	河 川 箇所	()		畜 産 物 千円	()								
		砂防等施設	箇所	()		畜 舎 等 箇所	()							
	一 部 破 損	林地荒廃防止施設	箇所	()		そ の 他 千円	()							
		港 湾 施 設 箇所	()		商 業 千円	()								
	床 上 浸 水	漁 港 箇所	()		織 維 工 業 千円	()								
		海 岸 箇所	()		鋁 工 業 千円	()								
	床 下 浸 水	農 業 用 施 設 箇所	()		観 光 業 千円	()								
		林 業 用 施 設 箇所	()		そ の 他 千円	()								
り災世帯数(①+③+⑤)	世帯	共 同 施 設	箇所	()	清 掃 施 設 箇所	()								
り災者数(②+④+⑥)	人	農 地	田 流出・埋	ha 千円	崖 ぐ ず れ 箇所									
			畑 冠 水	ha 千円	鉄 道 不 通 箇所									
			冠 水	ha 千円	船 舶（漁船除く）	隻 千円	()							
			冠 水	ha 千円	水 道 戸									
			冠 水	ha 千円	電 気 戸									
			冠 水	ha 千円	ガ ス 戸									
			冠 水	ha 千円	電 話 回線									
			冠 水	ha 千円	ブ ロ ッ ク 塀 箇所									
			冠 水	ha 千円	そ の 他 の 被 害 千円	()								

3 災害応急対策計画

3-1-5 被害状況報告（第3号様式）

被害状況報告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 世帯数	全 壊		流 出		半 壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人 "										
3人 "										
4人 "										
5人 "										
6人 "										
7人 "										
8人 "										
9人 "										
10人 "										
11人 "										
12人 "										
13人 "										
14人 "										
15人 "										
計										

3-1-6 非常通信用通報用紙

種類①	字数②	発信局③	受付日時④	月	日	時	分
⑤ あて先 住所							
氏名							
TEL FAX							
中継局名	⑥						
⑦							2 0
							4 0
							6 0
							8 0
							1 0 0
							1 2 0
							1 4 0
							1 6 0
							1 8 0
							2 0 0
⑧ 発信者 住所							
氏名							
TEL FAX							
⑨	1	2	3				
取扱機関名				/			
取扱者				/			
⑩	受信開始時間	から受信	送信開始時間	へ送信	送信方法		
1	時 分		時 分				
	受信終了時間	相手担当者	送信終了時間	相手担当者	FAX・電話・使送		
	時 分		時 分				
⑩	受信開始時間	から受信	送信開始時間	へ送信	送信方法		
2	時 分		時 分				
	受信開始時間	相手担当者	送信終了時間	相手担当者	FAX・電話・使送		
	時 分		時 分				
⑩	受信開始時間	から受信	送信開始時間	へ送信	送信方法		
3	時 分		時 分				
	受信開始時間	相手担当者	送信終了時間	相手担当者	FAX・電話・使送		
	時 分		時 分				

3-2 情報の収集・伝達

3-2-1 風水害関係

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準等

種類		発表基準等
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪に伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類		発表基準等
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

- (注) 1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。(別表1)
2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報(土砂災害)・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の5割とする。
3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

3 災害応急対策計画

(別表 1) 特別警報の指標

要因	指標
雨	(土砂災害) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。 (浸水害) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。 激しい雨※:1 時間に概ね 30mm 以上の雨
台風等	「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。
雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、特別警報を発表します。

(2) 永平寺町の警報・注意報発表基準一覧表

< 永平寺町の警報・注意報発表基準 >

令和 5 年 6 月 8 日現在 発表官署 福井地方気象台

永平寺町	府県予報区		福井県			
	一次細分区域		嶺北			
	市町村等をまとめた地域		嶺北北部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準		11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準		114	
	洪水	流域雨量指数基準		永平寺川流域=8.7, 犀川流域=5, 河内川流域=7.9, 荒川流域=7.7		
		複合基準* ¹		永平寺川流域=(9, 8.7), 犀川流域=(5, 4.5), 河内川流域=(11, 7), 荒川流域=(5, 6.9)		
		指定河川洪水予報による基準		九頭竜川 [中角]		
	暴風		平均風速		20m/s	
	暴風雪		平均風速		20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		平地	12 時間降雪の深さ 30cm	
				山地	12 時間降雪の深さ 35cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準		5		
		土壌雨量指数基準		88		
	洪水	流域雨量指数基準		永平寺川流域=7, 犀川流域=4, 河内川流域=6.3, 荒川流域=6.1		
		複合基準* ¹		永平寺川流域=(5, 7), 犀川流域=(5, 4), 河内川流域=(5, 5), 荒川流域=(5, 6.1)		
		指定河川洪水予報による基準		九頭竜川 [中角]		
	強風		平均風速		12m/s	
	風雪		平均風速		12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		平地	12 時間降雪の深さ 15cm	
				山地	12 時間降雪の深さ 20cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪		①積雪地域の日平均気温が 1 2℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 1 0℃以上かつ日降水量が 2 0 mm 以上			
	濃霧		視程		100m	
	乾燥		最小湿度 30%で, 実効湿度 65%* ²			
	なだれ		① 2 4 時間降雪の深さが 5 0 cm 以上あった場合 ② 積雪が 1 0 0 cm 以上あって最高気温 1 0℃以上の場合			
	低温		① 7 月～8 月: 日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続 ② 1 2 月～3 月: 最低気温が平野部－5℃以下, 山沿い－1 0℃以下			
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下			
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合			
	記録的短時大雨情報			1 時間雨量		80mm

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は福井地方気象台の値を表しています。

※土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数

3 災害応急対策計画

の説明を参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>)

※流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明を参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>)

※表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明を参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>)

※大雪警報・注意報の平地・山地の区分はおおむね標高 200m である。

福井県の予警報区域区分図



(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

福井県では、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報を県のホームページ上で表示しており、土砂災害の危険度が高まっているエリアを1 kmのメッシュ単位でその危険度を5つのレベルで区分している。

＜土砂キキクルの危険度＞

相当する警戒レベル	表示の色 (色が持つ意味)	状況	住民等の行動の例	避難情報
5	黒：災害切迫	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い。	(立退き避難が危険な場合) 命の危険。 直ちに身の安全を確保。	緊急安全確保
4	紫：危険	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示
3	赤：警戒	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難
2	黄：注意	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や雨の降り方に留意する。	—
	無：留意	—	今後の情報や雨の降り方に留意する	—

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨(1時間雨量80mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。福井県では1時間80mm以上の雨が降った場合に発表する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域(嶺北、嶺南)単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周

3 災害応急対策計画

辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね 1 時間である。

（７）洪水予報指定河川及び水位周知河川の洪水予報

ア．九頭竜川洪水予報（洪水予報指定河川）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する警報及び注意報である。

九頭竜川については、福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

<指定河川洪水予報の種類・標題と概要>

種類	標題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。警戒レベル 2 に相当。

<九頭竜川洪水予報の基準水位>

（単位 m）

河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
九頭竜川	中角	福井市中角町	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00

イ．水位周知河川の水位到達情報

永平寺町では、洪水予報指定河川より上流の九頭竜川と荒川が水位周知河川に指定されており、大雨の際、河川の水位が上昇し、それに応じて次のような基準で水位到達情報が発表される。

<水位周知河川の水位到達情報>

種 類	発 表 の 情 報
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に達したとき

氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

＜水位周知河川の基準地点の水位情報＞

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
九頭竜川幹川	比島	勝山市遅羽町比島	3.60	4.60	4.70	5.30
荒川	原目	福井市原目	1.20	1.30	1.40	1.70

（８）消防法による火災に関する情報

ア. 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて永平寺町に伝達される。

イ. 火災警報

県知事から火災気象通報を受けた場合、または火災の予防上必要がある認められる場合に町長から発令される。

（９）災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

3 災害応急対策計画

3-2-2 地震関係

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

（１）緊急地震速報

ア．緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上が予想される地域または長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

イ．緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

（２）地震情報の種類とその内容

<地震情報の種類・発表基準とその内容>

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約１８８地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表時または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、

地震情報の種類	発表基準	内 容
		震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

3 災害応急対策計画

(4) 震度階級

ア. 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置き物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは、倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、転倒すものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

イ. 木造建物・鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものがある。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂みられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れる
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 木造建物の耐震性は、建築年代の新しいもののほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

3 災害応急対策計画

ウ. 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5 弱 5 強	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

エ. ライフライン等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

オ. 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

※気象庁震度階級表

3 災害応急対策計画

3-2-3 水防活動関係

(1) 注意報・警報

福井地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を近畿地方整備局福井河川事務所長及び福井県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 予警報の細分区域（気象予警報の細分区域及び気象予警報等の種類と発表基準）



(3) 予警報の種類と発表基準（永平寺町）

3-2-1 風水害関係（2）永平寺町の警報・注意報発表基準一覧表を参照

(4) その他の気象情報

ア. 災害に結び付くような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だって現象を予告し注意を呼びかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表する時がある。

イ. 「記録的短時間大雨情報」・・・数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるために発表する。福井県では1時間80mm以上の雨が降った場合に発表する

ウ. 「土砂災害警戒情報」・・・大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市長村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で発表する。

エ. 「竜巻注意情報」・・・積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。雷注意報を補足情報として発表する。

※気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合、天候情報を発表する。

3-2-4 避難を要する地域

風水害時に浸水や土砂災害のおそれがあり、避難を要する危険地域は以下の通りである（「永平寺町洪水ハザードマップ」参照）。

(<https://www.town.eiheiji.lg.jp/200/201/202/p010527.html>)

■風水害時の”危険”である範囲

- ・ 九頭竜川浸水想定区域
- ・ 荒川浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域

3 災害応急対策計画

3-2-5 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準

河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準を洪水予報河川、水位周知河川ごとに下記に示した。水害や土砂災害に対して、「風水害時避難情報の判断・伝達マニュアル」を活用することが望ましい。

避難指示等の発令は、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）などを総合的に勘案する必要がある。

（１）洪水予報指定河川の避難基準

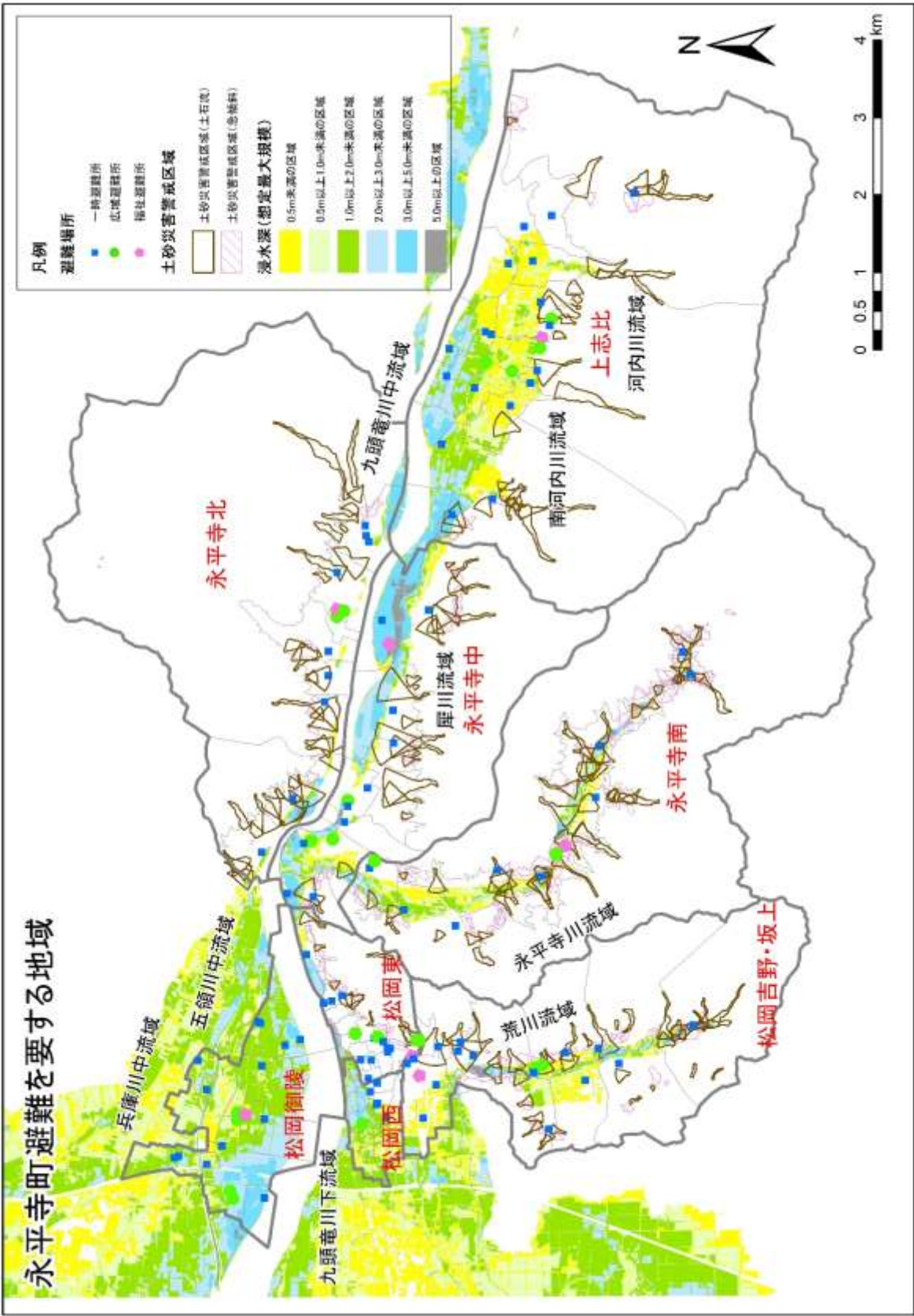
区 分	基 準	警戒レベル
高 齢 者 等 避難	○基準地点（糺橋）の水位が氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達すると予測される場合	3
避難指示	○基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ○破堤につながるような漏水等が発見された場合	4
緊 急 安 全 確保	○はん濫が発生した場合 ○堤防が決壊した場合または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合	5

（２）水位周知河川の避難基準

区 分	基 準	警戒レベル
高 齢 者 等 避難	○基準地点（聖橋）の水位が氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達すると予測される場合	3
避難指示	○基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ○破堤につながるような漏水等が発見された場合	4
緊 急 安 全 確保	○はん濫が発生した場合 ○堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合	5

（３）その他の河川に関する避難基準

区 分	基 準	警戒レベル
高 齢 者 等 避難	○大雨（浸水害）・洪水警報が出され降雨が続き、河川の水位が河川計画高水位の6割の水位に達した場合 ○近隣で浸水の危険が高い場合	3
避難指示	○大雨（浸水害）・洪水警報が出され降雨が続き、河川の水位が河川計画高水位の7割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が拡大している場合	4
緊 急 安 全 確保	○大雨（浸水害）・洪水警報が出され、降雨が続き、河川の水位が河川計画高水位の8割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が床上に及んでいる場合	5



3 災害応急対策計画

3-2-6 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準

土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準を土砂災害警戒情報等に基づき設定した。

避難指示等の発令は、今後の気象予測や巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）などを総合的に勘案する必要がある。

<土砂災害に関する避難指示等の基準>

区 分	基 準	警戒レベル
高齢者等 避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	3
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	4
緊急安全 確保	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合 ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害が発生した場合 ○避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合	5
備考	○土砂災害に対する避難指示等の発令は、周辺で確認される異常現象を勘案し、大字ごとに行うことを原則とするが、異常現象等確認できない場合等地区を限定できない場合は、防災地区全域に対し行うこととする。	

3-3 災害別の応急対策

3-3-1 除雪車両保有状況

地 区	永 平 寺 町 (台数)						計
松岡地区	トラクターショベル	15	小型ローラー(歩道用)	3	手押ローラー(歩道用)	1	19
永平寺地区	トラクターショベル	10	小型ローラー(歩道用)	1	手押ローラー(歩道用)	2	13
上志比地区	トラクターショベル	8	小型ローラー(歩道用)	1	手押ローラー(歩道用)	1	10

※令和5年(2023年)10月現在(台数にはリース車含む)

3-3-2 町指定災害対策用ヘリポート

施設名	本庁及び支所との直線距離	所 在 地	電話番号	備 考
松岡総合運動公園	3.15km	永平寺町松岡湯谷	0776-61-3485	福井県防災ヘリコプター 場外離着陸場
永平寺緑の村運動広場	0.75km	永平寺町山	0776-63-2855	福井県防災ヘリコプター 場外離着陸場
上志比グラウンド	0.80km	永平寺町石上	0776-64-3006	福井県防災ヘリコプター 場外離着陸場

3-3-3 医療(病院)機関

機 関 名	所 在	電話番号
日本赤十字社福井県支部	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3640
福井県医師会	福井市大願寺3-4-10	0776-24-0387
近畿厚生局	大阪府中央区大手前4-1-76	06-6942-2241
福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111

3 災害応急対策計画

3-3-4 医薬品及び医療器材調達先一覧

品 目	業 者 名	所 在	電話番号
医薬品	明祥株式会社福井支店	福井市重立町 28-45	0776(53)2626
	宇野酸素株式会社	越前市府中 3-13-20	0778(24)4000
血液製剤	福井県赤十字血液センター	福井市月見 3-3-23	0776(36)0221
医療材料	福井医療機器協会	福井市問屋町 4-901	0776(24)0500

※令和 5 年版福井県地域防災計画（資料版）

3-3-5 災害時傷病者搬送施設一覧

区 分	施 設 名	所 在 地	電話番号
初期救護 （軽傷及び 応急処置）	町内 松岡福祉総合センター （翠荘）（救護施設）	吉野塚 15-44	0776-61-1797
	永平寺老人福祉センター （救護施設）	飯島 6-34	0776-63-3868
	上志比保健センター （救護施設）	石上 27-27	0776-64-3000
二次救護 （重傷及び 緊急治療）	伊藤医院	松岡神明 3 丁目 58	0776-61-0003
	坂の下クリニック	松岡芝原 2-108-1	0776-61-3636
	永平寺クリニック	東古市 13-16	0776-63-2112
	嶋田医院	山王 21-15-5	0776-64-2151
	多田医院	竹原 1-19	0776-64-2150
三次救護 （重傷及び 緊急治療）	町外 福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	0776-36-3630
	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151
	福井大学医学部附属病院	松岡下合月 23-3	0776-61-3111

3-3-6 町内炊き出し施設

施設名	所在地	電話番号	備考
松岡小学校	松岡神明3丁目132	0776-61-0069	広域避難所、給水拠点
ふるさと学習館	松岡松ヶ原4-803	0776-61-6677	広域避難所、給水拠点
吉野小学校	松岡吉野26-3	0776-61-0228	広域避難所、給水拠点
御陵小学校	松岡兼定島39-15	0776-61-2004	広域避難所、給水拠点
志比北小学校	岩野2-1	0776-63-2504	広域避難所、給水拠点
志比小学校	谷口1-70	0776-63-2009	広域避難所、給水拠点
志比南小学校	市野々1-11	0776-63-2040	広域避難所、給水拠点
上志比給食センター	栗住波25-10	0776-64-3050	給水拠点

3-3-7 救急物資集積拠点

施設名	所在地	電話番号	備考
松岡B&G海洋センター	松岡湯谷 53-8-1	0776-61-3485	ボランティア拠点
緑の村ふれあいセンター	山 10-1	0776-63-4222	広域避難拠点、ボランティア拠点
やすらぎの郷	石上 27-27	0776-64-3000	ボランティア拠点

3-3-8 伝染病患者搬送先

施設名	所在地	電話番号	備考
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151	

3-3-9 火葬場の状況

保健所名	地区名	箇所数	規模	1日の焼却能	備考
福井健康福祉センター	松岡地区	13	1基	1体	
	永平寺地区	23	1基	1体	
	上志比地区	5	1基	1体	

※平成30年（2018年）12月1日現在

3 災害応急対策計画

3－3－10 本町保有車両一覧

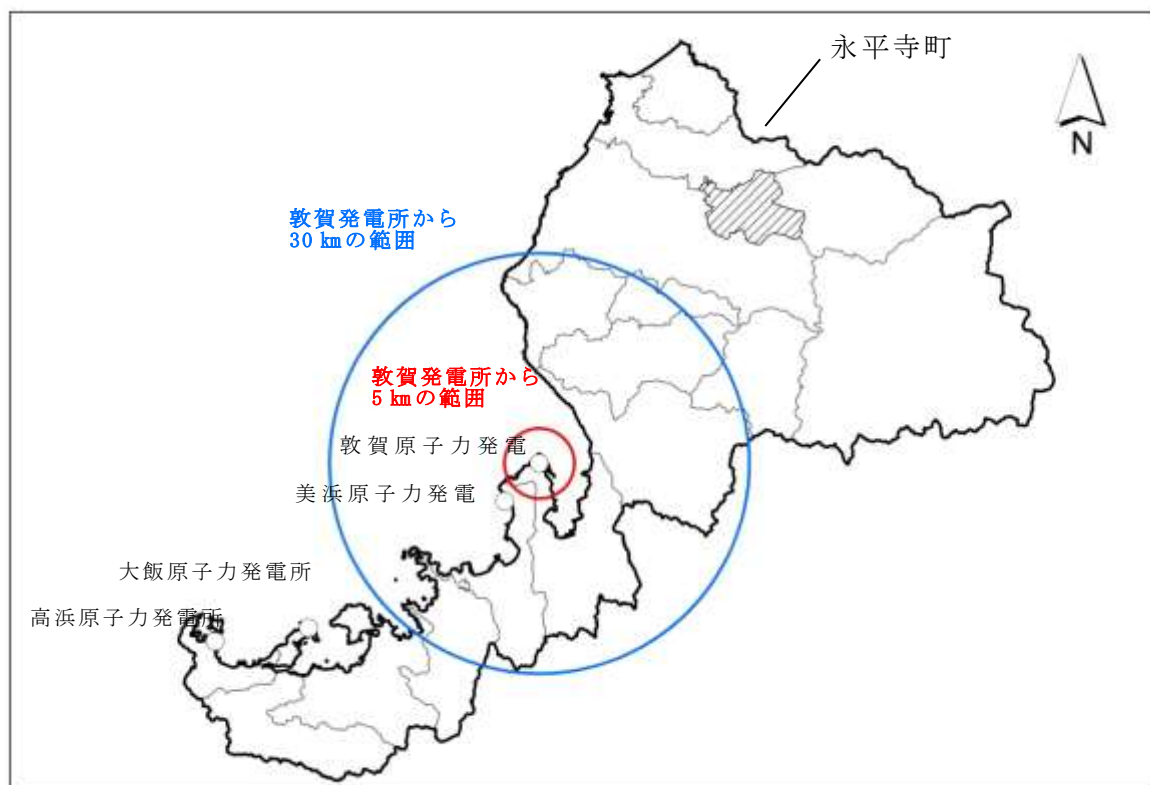
区 分	車 輛 台 数 (台)
普通乗用自動車 (ガソリン車)	12
EV 車	1
HV 車	3
普通貨物	1
軽自動車	9
軽自動車貨物	5
軽 EV 車	3
軽トラック	6
普通トラック	1
ワゴン車	1
マイクロバス	1
合 計	43

※令和 5 年 10 月 1 日現在

3-3-11 地域防災計画（原子力災害対策）別紙資料
（1）別紙1

図 原子力発電所の位置

※平成30年（2018年）12月1日現在



3 災害応急対策計画

(2) 別紙 2

原子力災害対策重点区域の設定

本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

ア 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下「P A Z」という。)	原子力事業所からおおむね半径 5 k m の範囲
イ 緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「U P Z」という。)	原子力事業所からおおむね半径 3 0 k m の範囲

この考え方を踏まえると、本県において、原子力災害対策重点区域を包括する市町に本町は、含まれない。

(3) 別紙 3

計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

(1) 放射性物質または放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(ア) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(イ) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

3 災害応急対策計画

(4) 別紙 4

表 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

3-3-12 地域別広域避難先（永平寺町受入分）

〔原子力災害時における広域避難先〕

地区	集 落 名	避難先施設名	住 所
湯尾	湯尾	永平寺開発センター	東古市 10-5
		永平寺中学校	東古市 22-46
	八乙女、燧、社谷	永平寺中学校	東古市 22-46
今庄	久喜、長沢、馬上免、古木、上温谷、小倉谷、瀬戸、杉谷・杣木俣	上志比体育館	石上 28-8
	今庄	上志比文化会館	石上 29-67-1
		松岡公民館	松岡神明 1 丁目 129
		松岡中学校武道場	松岡吉野堺 61-10-1
	南今庄、下新道、上新道、大桐、二ツ屋	永平寺老人福祉センター	飯島 6-34
	合波	永平寺生活改善センター	吉波 6-103-3
	大門、孫谷、板取、荒井	志比北小学校	岩野 2-1
	八飯、宇津尾、橋立、広野	志比小学校	谷口 1-70
南条	東大道、西大道	松岡老人福祉センター	松岡吉野堺 15-44
	東谷、清水、脇本、嶋	松岡中学校※	松岡吉野堺 61-10-1
	上平吹	松岡多目的集会センター	松岡吉野 25-18
	日野	ふるさと学習館	松岡松ヶ原 4 丁目 803
	鋳物師、牧谷	松岡小学校	松岡神明 3 丁目 132
	上野	御陵小学校	松岡兼定島 39-15
	堂宮	永平寺緑の村ふれあいセンター	山 10-1
	金粕	永平寺町立図書館	松岡神明 3 丁目 89-1
	桜町・促進住宅	松岡 B & G 海洋センター	松岡湯谷 53-8-1
	中小屋	永平寺緑の村ふれあいセンター	山 10-1
	阿久和	永平寺緑の村ふれあいセンター	山 10-1
	鯖波、関ヶ鼻	松岡デイサービスセンター	松岡吉野堺 15-47
	奥野々	松岡農業改善センター	松岡兼定島 36-34
	上別所	吉野小学校	松岡吉野 26-3
河野	大谷、大良・桜団地、河内・菅谷、具谷、赤菰	上志比中学校	栗住波 16-47
	河野、今泉、甲楽城、糠、杉山・八田	上志比小学校	栗住波 26-15

※ 必要に応じて、拠点避難所として設置されることがある。

※出典：「令和 3 年 7 月福井県広域避難計画要綱」

4 災害復旧計画

4-1 災害復旧計画

4-1-1 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

(1) 資格者

自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方	
建設・購入	補修
住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方	住宅に被害が生じ、「罹災証明書」を交付されている方

(2) 融資金の限度額

申込区分に応じて以下の額又は所要額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上1万円単位）。

◆建設の場合

土地を取得する場合	土地を取得しない場合
3,700万円	2,700万円

- ・土地を取得する場合、建設費及び土地取得費（借地権取得費を含みます。）の合計額が所要額となります。
- ・土地を取得しない場合、建設費が所要額となります。
- ・土地取得のみを目的としたご利用はいただけません。
- ・住宅の建設に併せて行う、敷地の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造又は地盤改良等による土地整備に係る工事）のための費用、損壊家屋の除去費用も融資対象として建設費に含めることができます。

◆購入の場合

購入の場合
3,700万円

- ・住宅及び土地の購入価格が所要額となります。

◆補修の場合

補修の場合
1,200万円

- ・補修に係る費用が所要額となります。
- ・補修に係る費用には被災住宅部分の補修に併せて行う、増築工事や門扉の補修の費用、敷地の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造又は地盤改良等による土地整備に係る工事）のための費用、被災住宅の引方移転のための費用も含めることができます。
- ・段階的に補修を行う場合の先行して行う補修のための資金及び先行して行う補修以外の補修のための資金の融資額の合計額は、上記金額が限度となります。
- ・国、地方公共団体等から住宅の建設、購入又は補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額される場合があります。

(3) 融資金利

令和5年9月1日現在

加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利が異なります。また、融資金利は、原則として毎月改定します。

◆ 団体信用生命保険に加入する場合

新機構団信	年 1. 22 %
新機構団信（デュエット）	年 1. 40 %
新3大疾病付機構団信	年 1. 46 %

健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

団信に加入しない場合	年 1. 02 %
------------	-----------

- ・住宅を建設する場合の土地先行資金及び中間資金の融資金利は、上表と異なります。
- ・被災者に賃貸するための住宅を建設、購入又は補修する場合の融資金利は、上表と異なります。
- ・返済が終了するまでの間に、脱退年齢（80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
- ・融資金利の詳細及び最新の融資金利は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

(4) 返済期間

最長返済期間は、次の①または②のいずれか短い年数になります（1年以上1年単位）。

① 申込区分による最長返済期間

【建設】 【購入】	35 年	ご融資の契約日から最長3年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間をいいます。下同じです。）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。
【補修】	20 年	ご融資の契約日から1年間の元金据置期間を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。

② 「80歳」－「申込本人又は収入合算者※¹のいずれか年齢が高くなる方の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）※²」

※1 収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。

※2 親子リレー返済をご利用いただく場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」となります。

- ・元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳です。

4 災害復旧計画

4－1－2 農林漁業関係融資

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金 農業経営支援資金 農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金 農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金 漁船資金 農林漁業施設資金 漁業近代資金